

さるを得ません。

このことは、また資源開発をしてこととして経済社会の発展をはかるうとしている、資源を保有する発展途上諸国に対する経済協力の推進の観点からもきわめて意義あるものと存じております。

以上のような理由に基づき、政府といたしましては、昨年来このために必要な予算上、立法上の検討を鋭意進めてきたところであります。このたび金属鉱業事業団を活用して、海外における金属鉱物の探鉱を促進するための業務を追加して行なわせることとする成案を得るに至りましたので、ここに金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。

以下、同改正法案の内容の要旨を御説明申し上げます。

改正の要点は、業務の追加でございます。

業務追加の第一は、海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資であります。これは、出資により探鉱に伴う民間企業のリスク負担を軽減し、民間企業共同の大規模プロジェクトによる探鉱を抜本的に促進する趣旨でございます。

業務追加の第二は、海外において外国法人と共同して金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査を行なう金属鉱業を営む者に対する助成金の交付であります。

これは、基礎的調査段階についても日本企業の調査への参加を促進し、将来における資源の安定供給に資する趣旨でございます。

これらの業務追加に伴い事業団法の目的を一部改正いたしますとともに、その他所要の規定の整備等を行なうこととしております。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げました。

何とぞ慎重審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申上げます。

○委員長(鈴木亨弘君) 山形資源エネルギー庁長官。

○政府委員(山形栄治君) 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

わが国の金属鉱産物の海外依存度は逐年上昇し、昭和四十七年度においては、銅で約八八%、鉛、亜鉛でそれぞれ約六五%という高率となっております。この状況に対処するため、政府といたしましては、從来から国内の内外における金属鉱物の探鉱を促進しております。

まず、国内鉱山につきましては、資源の最も安定的な供給源であり、また海外資源開発推進的人的、技術的基盤であるため、現在程度の規模での積極的活用をはかつていくことを基本的な考え方といたしまして、金属鉱業事業団等を通じて地域調査、精密調査、企業探鉱助成のいわゆる三段階方式により探鉱を促進するとともに、税制、関税による保護を行なっており、昭和四十九年度におきましても、これら施策の強化拡充をはかるこ

ととしております。

一方、供給の大宗を占める海外資源につきましては、たとえば、昭和四十七年度の銅の例で見ますと、輸入海外鉱石五十八万トンのうちわが国企業みずからが探鉱開発した鉱山からの供給は四万七千五百トンと少なく、これの需要に対する比率はわずか四・八%にすぎないことは、将来における資源の安定供給を確保する上できわめて大きな問題を投げかけております。

わが国は、海外資源開発に関しては後発国でありますため、昭和四十三年度から金属鉱業事業団を通じて資料情報の収集、地質構造の調査、探鉱融資などの施策を講じておりますが、海外における探鉱開発が十分に進まない最大の原因は、わが国非鉄企業の体質の脆弱さにあると考えられます。昭和四十六から七年にかけまでの国際相場の低迷、円切り上げ、コストの大輻な上昇等の影響により、わが国非鉄企業の探鉱開発費は減少傾向を見せており、リスクの大きい新規プロジェクトには容易に取り組めない状況にあります。

したがいまして、このような現状を開示し、資

源の長期的安定的確保をはかるためには、従来にも増して抜本的な資金的助成を行ない、リスク負担の軽減をはかる必要があります。政府といたしましては、昭和四十九年度から金属鉱業事業団の

海外関係業務に探鉱に対する出資業務及び外国法

人と共同して地質構造の調査を行なう日本企業に

あるとの見地から、金属鉱業事業団法改正案を提出いたしました。

出資につきましては、日本企業が共同して取り組む大規模なプロジェクトに対して金属鉱業事業団が出資するものとし、出資比率は五〇%以下とするとともに、昭和四十九年度においては、探鉱融資に充てる分を含み九億円の原資をもつて充てる予定であります。また、共同地質構造調査に対する助成金につきましては、日本企業の負担金の五〇%を助成することとしております。

これら新規施策により、海外における金属鉱物の探鉱の抜本的な促進をはかることは、わが国に対する安定的な資源供給に役立つとともに、資源保有国によりましてもその経済発展の基盤づくりに寄与するものであり、近時高揚している資源ナショナリズムにも適切に対応し得るものと考えております。

以上、この法律案の提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げました。

○委員長(鈴木亨弘君) 以上で説明の聽取は終ります。

○委員長(鈴木亨弘君) この際、参考人の出席要請に関する件についておはかりいたします。

本日、本法律案審査のため参考人として金属鉱業事業団理事長平塚保明君及び日本鉱業協会副会長森五郎君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木亨弘君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○沢田政治君 政府の資源政策が大きめに立脚しておったと思いまして、國際分業論なるものに立脚しておったと思います。このことは、単なる基礎資材ばかりではなく、農業政策、食糧についても言えると思います。

私は、そういうことはよりあしは別としても、つまり、日本が外国から原料を輸入して加工して、もうかかった分を外国からまた原料を買って加工する、こういう一つのたてまえでまいだと思いまして、今日は、單なる抽象的な國際分業論ではもうすでに壁にぶつかっておると思します。そのことは、金さえあれば何でも買えるんだ、こういう時代ではなくなったと思います。このことは、端的にエネルギーである石油についても言えると思います。つまり、金の価値観だけではなく、自國から産出するものが自國のために金以外にどういう利益をするのか、プラスになるのか、こういうような民族的な、国家的な利益というものを輸出国が考えるようになつたからだと私は思いました。

そういう観点に立つならば、当面は、石油はそういう時代になつておるわけであります。おそらく鉄を含め、非鉄金属を含め早晩、これらの輸出国といふものはほとんど後進国、つまり、ことばをかえて平原に申しますと開発途上国、発展途上国、こういう国々が多い現況からしても、一そそうそういう感を深めるものであります。そういう意味で、従来の民間ベースによる開発、こういうもののだけではたして日本の基礎資材といふものが安定的な供給を受けられるか、こういうことで安心していいのかどうか、中曾根大臣から、まず第一にその付近の見通しについて、あるいは今後るべき一つの方向、また、現在までの反省点があつたならば反省点、こういうものについて所信をお聞かせ願いたいと思うわけです。

○國務大臣（中曾根康弘君）　ただいま御指摘の点は、先生の申されるとおりであると思します。資源保有国、特に発展途上国の場合におきましては、自立を達成しようというナショナリズムの高揚が、近時非常に旺盛でございます。これはまた正当な理由があるわけでござります。そういう国家としての自立を達成しようということに先進工業国がどの程度協力してくれるかということとかかって、それらの資源を輸出するという問題が出てきております。したがいまして、この問題は単に企業ベースだけでは解決するということではなくて、いわゆる政府間ベース、GGベースで事が進められて、その経済開発の一環、協力の一環として相互主義というもとにおいて向こうからは資源を供給してくれる、そういう方向に進む情勢がきわめて顯著であります。したがいまして、そういう方向に日本の資源政策の転換をしなければならぬと思っております。

えるという時代が過ぎたことは、一つの転機を迎えておることは大臣も理解しておられるようだし、私もそういうふうに理解しておるわけです。つまり、広義な意味のギブ・アンド・テイク、金の済決じやなくですね。それは文化もあるだろうし、経済もあるだろうし、外交もあるだろうし、これはやはり民生安定もあるだろうしね。そういう関係でなければ資源の安定供給というものが得られない、こういう一つの転機を迎えておるという現状認識、この点については一致すると私は思います。

これは私の推測か、憶測か、邪測かわかりませんが、民間の産鋼会社のほうは、政府から金額的な援助を受けるのは、これはけつこうだけれども、何かあまり支配介入とか、拘束されるのはどうも好ましくない、こういう考え方全部が持っているわけじゃないが、そういう気配というものが、そういうものも一部にある、こういうようになくなつたしておるわけであります。が、しかしながら、私はやはり先ほど申し上げましたように、民間会社といえども、いまのような手法だけではもうすでに行き詰まつておると思います。このことは開発の促進しやすい、しにくいということよりもやはり開発途上国、発展途上国が多いわけでありますから、政権也非常に安定しておらぬ、どういうようになく変貌を遂げるかということはもう予測がつかぬわけです。そういうことで、ただ単に民間ベースで開発した場合、その国の政変があつた、こういう場合、エチオピアなんかにも例があります。いま引き揚げているようですが、純然たる民間ベースの場合と、やはり政府が主導型で、政府が一枚かんんでいる場合と事後処理の問題も非常に違つてくると思います。そういうことでありますから、私の理解を深める意味で、産鋼業者と言われておる鉱業協会の方々がいまのような民間主導型ではないにしても、いまのような形でどんどん資源を開発できる、もう政府はあまりおせつかいしてくれなくていい、何といいますか、あまり拘束されるのはいやだ、こういう感じを持つてお

〇参考人(森五郎君) お答えいたします。
　海外の資源開発につきましては、いろいろ大臣からもお話をございました。先生からもお話をございました。われわれ全く同じ気持ちであるわけです。民間ベースで開発する、民間だけでやるということは、これはもう全く不可能でございます。たとえば、最近の資源保有发展途上国というものの考え方がどういうふうになつておるかと申しますと、資源開発に伴つて、もちろん自分の国の経済の成長をはかるということございますが、同時に、それを何と申しますか、鉱山の開発等を中心核といたしましてその辺の地域開発をやりたいという希望が非常に強いけれど、したがつて、ある鉱山の開発に伴いまして、その付近の農業開発であるとか、あるいは電源開発であるとか、あるいは道路の整備であるとか、あるいは町の町づくりであるとかいうことが非常に、鉱山開発に伴う、そういうつたいわゆるインフラストラクチャの整備という非常な強い要望がある。この要望をかなえてやらなければ、窮屈的にはわれわれが必要とする資源が獲得できないということに相なるわけでありまして、むしろ、この資源開発というのは非常な大きな経済協力の一つの手段であるといふふうにわれわれも考えておるわけでございまして、民間だけで開発をするということは毛頭考えておりません。ただ、政府が口を出すといふとにつきましては、これは日本は自由経済主義をとつておりますので、われわれ民間としては、生理性的にはこれはちょっと若干抵抗を感じるところでございますけれども、しかし、こういういまの先生の御指摘の海外の資源開発に関する限り、これはやはり政府と民間が協力一致してやるべきでござりますけれども、しかし、こういういまの方を森参考人からお聞かせ願いたいと思うわけであります。

○沢田政治君 もともと金属鉱業事業団、これは名前も最近変わったわけですが、この事業団が昭和三十八年に発足した当時の事情というのも、背景といふものは、自由化から国内の産業を保護、育成しよう、こういう観点と目的を持ってこの事業団が設立されたわけですね。今日といえばもその使命、目的というものは決して失われたわけではありませんが、傾向的には、国内から海外開発という方向に発展的に一つの大勢が移行しておると思います。そこで私、一番憂慮するのは、もちろん依存度は、海外からの輸入が依存度が高いから必要性は認めますが、もともとの目的であったところの国内の産業を保護、育成する、こういう一つの誕生の際の大前提を没却されたのではないかへん困ると思います。そうなりますと、もう業界保護的な色彩になって、当初の設立目的から逸脱すると思います。そういうことでありますから、そういう点を万般やはり考えておると思いますが、事業団としてはどう考えておられますか。

るが、現実においては、やはりまだ国が探鉱資金の面で出しておられる金額の面から見ましても、国内のほうが金額的にははるかに大きいという状態になっております。さようなことで、私どものほうの仕事は、國からの指図によつて委託を受けてやつておる仕事でござりますので、したがいまして、これは國の政策が直接的に反映しているところでございまするが、これらにつきましてはもちろん御当局で、通産省のほうで、いま先生のおつしやつた御意見と全く同じと考へておりますが、私どもこの仕事をお引き受けしておる立場からして、いろいろと私どもの意見も具申もいたすつもりでおりまして、さような先生の御指摘の点は、今後とも十分に頭に置きまして、国内を無視しない、むしろ、国内をできるだけ強めていくようにお願いしたいと考えております。

○沢田政治君 産銅量は、全体の需給関係からいつて約一〇%内外、大体ここ数年間一〇%は維持してしまいます。そういうことで平塚さんも国内の金属資源を守るのだ、強化していくんだと、こういう決意が披露されておるわけであります。しかし、この数量は別としても、鉱山数からいってならば、逆に産銅会社といわれておる從来の会社が脱鉱山の傾向にあることは御承知のとおりだと思います。志は強化していくんだ、発展させるんだと言つても、逐次、ここ二、三年間、急激に脱鉱山化、こういう方向が出ています。このことは鉱害とか他の要因もあるでしょう。国際的な相場の変動もあるでしょう。どういう原因によってこういうように脱鉱業化という方向に事態が促進していいつておるのかどうか。これは平塚さんには、鉱害を第一点にあげ、鉱量の枯渇を第二点、まあ前後これは別といたしますが、そういう点は、鉱害を第一点にあげ、鉱量の枯渇を第二点、まあ前後これは別といたしますが、そういう点を述べられてますが、もちろんこの要因も含まれておると私は思います。これは、資源は国内的な規模であつても国際的な規模であつても、いま発見されておるもののは有限ですから、これはやはり掘り尽くすこととなると、これは物理的な現象でどうにもならぬと思います。まあそなない

は御指摘のとおり減つておるわけでございます。

これは一つには、日本の鉱業というものは非常に古い歴史を持っておりまして、先生も御存じのとおり、非常に採掘条件、それから埋蔵量の関係、まあ悪い状態がございまして、鉱量の枯渇というのが一つの非常に大きな問題だと思うわけでござります。

それからもう一つは、鉱害及びそれに関連する

地域社会との関係、この二つが大きな問題で、できる限り鉱害を発生しないようなこともいたしました。

せんといけませんわけでござりますので、企業数は先ほど申し上げましたように減つておるわけでござりますけれども、しかし、考え方として国内鉱山の意義というものは、これは非常に大きくなべ

われといったしましては、何とかして国内で一〇%

程度の基本的な鉱量というものを確保すべきであ

るということで、四十九年度の予算におきましても、一般会計で大体対前年二割程度の調査費の計上をいたしております。また、財投では国内探鉱

融資におきましては三十三億円をこれに充ててお

るわけでございまして、今後とも企業数はだんだん減つておりますけれども、国内鉱山をより一そ

う維持強化いたしまして、かつての秋田の黒鉱の

発見というようなことがあつたわけでござります

ので、今後とも採鉱技術の発展と相まって国

内鉱山の維持をはかつていただきたいと、こう思つて

いるわけでございます。

○沢田政治君 ただいまのお話を聞きますと、産

銅会社、鉱業会社ですね。この本来の主體が鉱山

であったものが脱鉱山化しておると、理由によ

ります。一年前には銅建値の一トンが三十二、三

万円と思ひますと、七八八万円と。おそらく国際

商品といわれる商品の中には非常に変動が多いわ

けであります。起伏が多いということでありま

す。一年前には銅建値の一トンが三十二、三

万円と思ひますと、七八八万円と。おそらく国際

</

○政府委員(山形栄治君) 御指摘のとおり、銅で申し上げますと、かつて三十万ぐらいだったものが現在七、八十万いたしておるわけでござります。今後の見通しといたしましては、この七、八十万がむしろ一回下がるんじやないかという見方が現時点では有力でございますけれども、いずれにいたしましても、非常に乱高下したす国際商品でござります。このことは裏から言いますと、日本だけ国际的なロンドン相場を中心としたこの国際商品の価格を下食いとするというのには、これはまた非常にむずかしい問題であるわけでございまして、一つの方向といたしましては、すぐとか亜鉛とかに行なわれておりますように何か国際的な一つの機構をつくるべきではないか。これはすでにすにつきましては、非常にうまくワークいたしておりますが、これはあとで触れたいと思いますが、そう言つておりながら今度輸出したんでじょう。

○沢田政治君 資源、特に銅、鉛、亜鉛の備蓄は——油の備蓄というのは、これは設備の関係もあるし、物が物であつて可燃性であるということは、そ簡単にはこれはできないと思います。しかし、備蓄の方向に向かって踏み出していること、これは事実ですが、金属地金の場合はこれは腐らぬです。鐵なんかよりも腐食度が非常に少ない。物体としては、元素としては非常に備蓄しやすい特質を持っていますね。そういうことで、備蓄ということについても意を注ぎたい、こう言つておられます、これはあとで触れたいと思いますが、そう言つておりながら今度輸出したんでじょう。これはどうもおかしいですよ。あるときはスポット買いままでやる、あるときは輸出をする。これはあとで聞きます。非常に農業については場当たり農政、こう言われておりますが、事このことを見ても場当たりなんです。現象を追つて、何かの現象ができたならば右に行くか左に行くか、結果を追つて、やつぱり政策なり政治というものは先を読まなければ意味がないのです。現実に起こつたものをアフターケアとしてこれを処理するということじや、これは何も政治は要らぬではありません。業界にまかせておけばいいんです。これはまああとでお聞きします。

○説明員(斎藤頸君) 國際的なバスター・ストップにつきましては、先ほど長官が御答弁申し上げましたように、すずにつきましては國際すず協定というものがございまして、幾度かの安定帶の変更等はございましたけれども、これは有効にワクしておるというふうに評価されております。

また、鉛・亜鉛につきましては、コンシューマー・ズ関係が中心になりまして鉛・亜鉛研究会というものを持ちまして、刻々の需給の変化に伴つて、かなりの投機的なものであり、仮需要によつて国際相場を左右する。でありますから、アメリカはこれは最大の産銅国であります。日本は最大の消費国なわけですから、いまのようなら、供給者、需用者との立場の相違等もございまして、そういう中にむしる鉛・亜鉛研究会のよなものをファーストステージ・ステップとして持つべきじゃないかというふうな議論がされながらも、供給者、需用者との立場の相違等もございまして、現在なかなかそういう具体的なものが生まれおらないというのが現状でござります。しかしながら、このまま銅について放置しておくのはたいへん困ったことであるということは、これは供給者及び需要者側の共通の考え方でございまして、そういう意味から、現在の動きといたしまして、国際ロード・カッパー・カウンシルというものがございまして、IWCCと呼んでおりますが、これを中心にいたしまして、日本はそれに対しまして、JWCCという下部機関を設立しております。こういうふうに歐州諸国を中心とする需要家サイドにおきまして、一つのこういうことを真剣に実際問題として研究しようというふうな動きがござります。それに対してJWCCは非常に活

えておるわけでござります。

力でもなかなか歩調がとれない一つの宿命を私は持つておると思います。が、しかしながら、ロンドン相場にかわる何らかの価格形成のメカニズムをつくりたい、こう言つておりますが、現状の段階ではどういう話し合いと構想と見通しを持つてありますか。きわめてこれは私は重要な問題だと思います。

発な発言とそれに対する具体的な内容の提起等をいたしておりまして、今後これらの動きが国際的にどういうふうな形で発展するかといふことも見定めることがたいへん必要な問題となつておるというふうに私ども感じておるわけでござります。そのほかに、それらの動きに呼応いたしまして、生産国が、今後の資源ナショナリズム等の台頭と相まってどういうふうなビーピアを示すかということを十分にウォッチしながら、日本としての考え方をIWCCの場へ提起していくといたることで、ここしばらく推移したいというふうに考えておるわけでござります。

○沢田政治君 いまの答弁はそれだけこうですが、先ほど私、長官にお聞きしました内容がはき違えられたのかどうか、まあ核心に触れた答弁に書いておらぬと思います。ある程度満たされた問題もありますが、それは鉱害もある、鉱量の枯渇もある、中小鉱山の倒産ですか閉山、休山ですねそういう要素もあるが、価格の変動があまりにも激しい、八十万が三十万になる、そういうように価格の変動が非常に大きい、その変動についていけない、これが最大の原因だということで、大日報でありますから、非常に資源を温存する、また保護する、育成する、これの自給度を高める、こういうことからいたならば、いまのままで国際的な相場の変動の奔流の中に投げ打つたのじや、志はそこにあつたとしても目的が達成されない、ありますから、非常に資源を温存する、また保護する、育成する、これの自給度を高める、こういうふうに結論を結んだわけがありますが、これに対する確たる具体的な答弁がないんですね。もちろんいま、何といふか、拙速でこういう構想を出せと言つてゐるのじやないが、大体大きめに考えて、こういう方向で政策を組み立てたいなら組み立てたい、考えたいなら考えたい、こういう一つの柱ぐらいを出してもらわなければわからんければ私はそれで黙つておりますが、若干知つておるものでありますから、そういう答弁でけつこうですといふことで下がるわけには私自

身いかないわけですね。でありますから、もう少し核心に触れた答弁をしていただけませんか。

○説明員(斎藤顯君) 銅につきまして申し上げますと、ロンドンの取引所の相場を中心にして申しますが、これが非常に著しい国際商品に相なっておることは、いま御指摘のとおりでございます。したがいまして、この国際相場とのリンクを切り離しまして、日本だけで単独に国内相場を形成するということは、私は無理だと思うわけでございます。したがいまして、先ほどもちょっと触れましたように、まず、いま非常に動きが出ておりますIWCの動きを促進いたしまして、ちょうどすでに設定して最高価格と最低価格を国際的に設定し、これをもって、その基金の活動を通じてLMEに介入するというようなことを、いますずではやつておるわけでございますが、そういう意味で非常に効果をあげておるわけでございます。しかし、それだけではなく急場の問題もございまして、そういう機構というのをつくるのが一番の本筋であろうと私は考えておるわけでございます。しかし、それだけではなく急場の問題もございまして、別途、関税政策の活用、これはいまこまかくことはちょっと省略いたしますが、国内鉱山の保護のために一定比率の、ある条件に基づいた場合におきまして関税をかけまして、安値の鉱物及び地金の日本への流入をチェックいたしております。それでございまして、今後ともこの関税政策の運用というのが一つの国内の措置であろうかと思うわけでございます。

もう一つは、国際相場との遮断は絶対的には無理でございますけれども、しかし、何らかのかつこうで国内でハッファーの機關、または機構をつくるというのが一つの方向であらうと思いまして、これにつきましては審議会にこれを諮問いたしました。その具体的なあり方等につきまして、早急に結論を出してもらうよう検討を進めるつもりであるわけでございます。

○沢田政治君 鉱業審議会というこの審議会が、

皆さんの諸問題がありながら、年に一回ぐらいしか、おざなりにしか開かれておらぬわけですね。

でありますから、いま言ったようなことをやつぱりもつと地道に取り組んでほしいと思いますよ。

私は質問されると、鉱業審議会で考えたいということは、ことじやいかぬですよ。これは私に言われる前に、もつと長期展望に立ったいまの現象で足りない、余った、高くなつた、安くなつたという現象を追わずに、こういうように起伏が激しいんだから、それに対しても長期的にどういうように対処していくかということを、長官、やっぱりみちり審議会の中で議論していただきたいと思います。

それと同時に、私はあまり関税に触れるつもりはないかったわけですが、関税操作によって何かうまいことをやつていく、国内の中小鉱山を保護するというようなことを言っておりますが、もちろん関税も必要です。関税というのは、もともと国内の産業を守るということから、自国の産業が強大で相手国が弱ければ関税は必要ありませんから、これは関税も必要です。現に、三十分を低迷したころは、中小鉱山が、これはやっぱり干天の慈雨的な役割りを果たしたこと私は認めます。しかし、関税といえども干天の慈雨だけあって、どれだけのコストを見ているのかと、

こういうことになりますと、実際のコストと関税の分岐点とは、これは相当のズレがありますよ、そうでしょう。大体いま現在、これは産銅会社の黒鉱とか脈状鉱床とかによつて違います。償却の年月によつても違いますが、大体、脈状鉱床なら脈状鉱山ですね、黒鉱なら黒鉱層状ですね、こういうのを二つ比較して産銅コスト、これはどれくらいですか。それを聞くと、関税の分岐点とコストとどう合っているのかという矛盾が出てきますから、これは明らかだと思ひます。

もう一つは、国際相場との遮断は絶対的には無理でございますけれども、しかし、何らかのかつこうで国内でハッファーの機關、または機構をつくるのが一つの方向であらうと思いまして、これにつきましては審議会にこれを諮問いたしました。その具体的なあり方等につきまして、早急に結論を出してもらうよう検討を進めるつもりであるわけでございます。

○説明員(斎藤顯君) 御指摘のように、黒鉱鉱床の最近開発された山と、それから脈状等で古来操業しておるところでは、相当コストの開きがござります。安いコストで確保しておるところは三十

五万円台、高いところは五十万近くところもござります。これらおしなべまして、昨年度のコストの平均は約四十五万円というふうになつております。

○沢田政治君 四十五万円でコストが仕上がる鉱山はどこだと聞きたいわけですが、企業秘密とかいうから聞きません。まあそこまで興味持つませんが、いずれにしても実勢と合わぬですよね。これだけはやっぱり念頭に置いてほしいと思っています。

それと、次はちょっと角度を変えますが、事業団のほうにお聞きしますが、広域調査、精密調査、たいへん、まあ政府機関の事業団の中には、ある面では行管から盲腸のような事業団だと、こう言われておる事業団も、汚名をかぶつておる事業団もある中で、比較的の成果をあげる事業団の一つかと私は思っております。が、しかししながら、これは百点満点じゃないんですよ。何事にも百点満点

ということはあり得ないので、私は悪口を言いつもりはありませんが、これは歴史的に出発の歴史が浅いという面もあるでしょうが、広域調査にしても、あるいはまた、精密調査にしても、あまりにも総花的で、体面をつくろうためにみんなの希望をいれてあるというような国の予算と同じで、一つの重点がないというような感じを、これは私個人の感じですが、持つわけです。

たとえば北鹿の黒鉱をやつたと、これはたいへんな裨益をしました。これは感謝されていますが、地域の方々からも。そうすると、今度は四国へ行く、北陸へ行く、九州へ行くというように、全国をキャラバン隊のようにやつておるわけであります。もちろん、これは地元の要望も強いと思います。あそこで一発こういうものをあげて、非常に雇用量の少ない、出かせぎの多い地帯に雇用量をふやしてもらつたし、われわれもやはりふやしてもらいたいものだと、地元住民の期待もあることは、私は否定しません。しかしながら、そういう要素を入れたとしても、あまりにも転々として日本全国一周していくというような、こういう姿勢には私は百点満点とほめられないと思います。

少なくとも国費を使う以上は効率を高めると、結果なんです、見つけるということです。国内の資源をふやすということが大前提だという、この前提を忘れてもらっちゃ困ると思います。中には、鉱業権の所在によつて何々鉱業の鉱区がどこにあるという割り振りによって鉱業権者の要望もあわせ聞くと、これもやむを得ないと思いませんが、もうすでに私は一回りしたんだから、本来の使命に立ち返つて、ここをやつたならば資源をふやせるし、可能性も大きいという一つの効率というものを考えてほしいものだと、私はそう思うわけであります。

全國的な地域のバランスをとるためにと称して、金属鉱物を関東のローム層に何十億円使つたて、これはだめだということはわかっているんだから。鉱物は地球のはれもののようで、根があるところに枝葉もあるわけですから、いまやつているのは枝葉かもわかりません。まだ根は見つかっておらぬと思いまよ。宇宙まではかなり知つておりますが、自分が立つておる地球の下

といふことは宇宙の科学よりもおくれておると思います。そういうことありますから、やっぱり科學的な要素を考えてほしいと思いまよ。私は地域的な考慮を考えるならば、これは考えるなど、うわけにはいきません。やめたあとはそこに累々たる鉱害を残してくるんだから、やはり地域といふものを考える必要はあります。それは、その地域が歴史的に鉱山をやつて、鉱山として地方自治体も成り立つておる、雇用にも大きな影響を持つておると、こういうところが閉山になったならば、及ぼす影響が大きい、やめてから鉱害が出てくるんだから。鉱害防止の意味でも、その賦存量といふものを拡大したいという要素は入れてもいいわけであります。ただ単に地域的にキャラバンをするということは——そらやつたとは思いませんが、一応業想の転換をこの付近でやつてほしいと思います。

今年なら今年はどの地域を重点にやるのか。こ

有望だというところはいまのようないキロ間隔な
くて、一キロも広い鉱床なんというのは日本には
ないのでよ。十メートル、一メートルはそれで
発見できるものが発見できない例が非常に多いわ
けです。発見された例を見ますと、もう掘っても
掘っても、ボーリングやつても当たらぬ、これは
もう最後のむだだというところでみんな当たって
いるわけですね。そういうことだから、たとえば
北鹿地帯の北部に行っているようですが、南部の
ほうもいまのような一キロじやなく、できるなら
ば、百メートル間隔になることは企業探鉱にな
りますから、少なくとも五百メートルぐらいに網
の目をしぼって、そうして徹底した精査をしても
らいたいと思います。そうなると、また再び戻っ
て、キナラバンが一回りしたからもう一回やって
みようというロスが、リスクが少なくなるわけで
ありますから、そのほうが能率的だと思うのです
が、平塚さんどうですか。

○参考人(平塚保明君) ただいま先生からたいへん

きつい御指摘がございました。まことに私自身もそ

う考えております。確かに広域、精密調査、

これは御案内のように、広域地層調査をやりまし

て、これはおもしろい層だというところを今度は

精密にかかるわけでありまして、また、広域調査

は全額国の費用、精密調査は三分の二国から出し

ている。この決定は資源エネルギー庁でおや

りになります。その指図によつて私どもがその仕事をお引き受けして、指示のとおりに

やつておることでございまして、この方針につい

ては、通産省のほうからお答えをいただきなけれ

ばならぬことでございます。確かにただいま先生

がおつしやいましたように、全国あちこちキャラ

バンのように行つていただけて困るじゃないかとい

うことでおきめになつたことでございまして、最

初に全国二十八地区を、その後、第二次として二

十数カ所をきめて、それを逐次加えておるわ

けであります。

さような両方の目的をまず考えておやりになつ

たことと思いますが、いま申し上げましたように、

すでに十年たつておりますから、そこの

中でもさらにもう少しこまく調査をすれば、大

きな資源が発見可能であろうということを、再

びそこに力を注ぐべきであらうというふうに通産

省でもお考えになりまして、御案内のように、今

年度の予算は先ほど通していただいておるわけで

あります。が、その中でも、一番最初にやりま

す。一回にそれを最初から見つけるということは

これは不可能です。そうなると、どうしても効率

を高めようということになると層状鉱床ですね、

いくわけですが、そういうことになると層状鉱床です、

ぱり日本のこの鉱山をささえておるのは層状鉱床

なんです、ベンタタイプといわれる。どうしてもキ

ケであります。

さよう方向にいろいろの今までのやり方も変

えていいただきたいということは、私も考え

ておる次第であります。今後これらにつきまし

ては、資源エネルギー庁でいろいろとお考えくだ

さることと期待いたしております。

○沢田政治君 大体理解できますが、鉱種別にも

ひとつ配慮していくべきじゃないかと思います。

といいますのは、一回見つけると五百万トン、一

千万トンというのは、脈状鉱床ではこれは望まれ

ないのでです。その脈が飛んだりはねたり、また思

わざるところに脈があつたり、まあ尾去沢鉱山一

つを見ても、坑道の延長の長さは秋田から宇都宮

まであるというんですから、これはすごいもので

す。一回にそれを最初から見つけるということは

これは不可能です。そうなると、どうしても効率

を高めようということになると層状鉱床ですね、

いくわけですが、そういうことになると層状鉱床です、

ぱり日本のこの鉱山をささえておるのは層状鉱床

なんです、ベンタタイプといわれる。どうしてもキ

ケであります。

○政府委員(山形栄治君) ただいまの先生の御説

は全く同感でございまして、若干、過去に誤解を

受けるようななこともございましたけれども、最近

時におきましたは、やはり集中的に総合的でなく、

日本の鉱物をいかに効率的に、効率的に探鉱する

かということが眼目でございまして、すでにその

方向に行政的にも、審議会の運営におきましても

変えておるわけでございますが、なお一そつこの

辺につきましては、いまのお考えのような方向で

進みたいと思います。おのずから予算の限界もござ

いませんわざとございますが、その辺につきまし

ても財政当局ともよく相談いたしまして、要は日

本の国内鉱物を効率的に保持、探鉱するというこ

とが目的でござりますので、悪平等にならないよ

けであります。最初の二十八地区は全部すでに
探査も終わり、あるいは引き続き探査をしている
地区でござりますが、それを受け精密調査を
いたしておるわけであります。さようなことで、
やはり国の金を使って探査をすることでございま
す。しかしながら、地域的にもある程度先ほども御指摘が
ありましたように、その地域の鉱山の比較的多い
地域に結果的にはなつておりますが、さようなこ
とで、全国に多数の地区が広域調査の対象になつ
たわけであります。

しかし、ただいま御指摘のように、十年やりま
した結果、私どもこれではいけない、やはり日
本は御案内のように、全国至るところに鉱山があ
ります。しかしながら、そこの中でも地域的に比
較的多い地域がある。これは全国均一にあるわけ
でございません。したがいまして、ただいま御指
摘のように、重点的の地域をやはりきめて、そこ
に集中的に探鉱するということが一番効果をあげ
る道であろう。これは政策のこととござります
から、私から申し上げるのは筋違いでござります
が、お役所のほうではやはり先ほど申し上げま
したように、全国をにらんで地域的の開発とい
うこと、同時に、結果においては探鉱するという
ことは、鉱山を見つけて、最終的には、それから
資源を掘り出すということが最終的目的であるわ
けであります。

さように、五本新しくボーリングをするわけであ
りますから、そういうことによって新しい資源が
必ずや発見されるだろうと期待はいたしております
が、これは予算の面もございましよう、なか
なか時節柄コストも上昇しておりますので、これ
らをかみ合わせて、できるだけただいま先生の御
指摘のように、せつかくの国のお金を使うのでござ
いますから、その効果が最も大きい結果を得
るという方向にいろいろの今までのやり方も変
えていいただきたいことは、私も考え
ておる次第であります。今後これらにつきまし
ては、資源エネルギー庁でいろいろとお考えくだ
さることと期待いたしております。

○沢田政治君 大体理解できますが、鉱種別にも

ひとつ配慮していくべきだと思います。

といいますのは、一回見つけると五百万トン、一

千万トンというのは、脈状鉱床ではこれは望まれ

ないのでです。その脈が飛んだりはねたり、また思

わざるところに脈があつたり、まあ尾去沢鉱山一

つを見ても、坑道の延長の長さは秋田から宇都宮

まであるというんですから、これはすごいもので

す。一回にそれを最初から見つけるということは

これは不可能です。そうなると、どうしても効率

を高めようということになると層状鉱床ですね、

いくわけですが、そういうことになると層状鉱床です、

ぱり日本のこの鉱山をささえておるのは層状鉱床

なんです、ベンタタイプといわれる。どうしてもキ

ケであります。

○政府委員(山形栄治君) ただいまの先生の御説

は全く同感でございまして、若干、過去に誤解を

受けるようななこともございましたけれども、最近

時におきましたは、やはり集中的に総合的でなく、

日本の鉱物をいかに効率的に、効率的に探鉱する

かということが眼目でございまして、すでにその

方向に行政的にも、審議会の運営におきましても

変えておるわけでございますが、なお一そつこの

辺につきましては、いまのお考えのような方向で

進みたいと思います。おのずから予算の限界もござ

いませんわざとございますが、その辺につきまし

ても財政当局ともよく相談いたしまして、要は日

本の国内鉱物を効率的に保持、探鉱するというこ

とが目的でござりますので、悪平等にならないよ

うものは新しく発見すると、これはリスクが多い

かもわからぬけれども。しかし、古いものはこ
れは維持していくといつ一つの合わせた配慮がな
ければならぬと思います。

最終的には鉱業審議会の探鉱部会ですか、そこ

に審議を待つてですけれども、私はそれだけじゃ
いかぬと思います。これは鉱業経営者がそこへ代
表で出ていますから、おれのところも、おれのと
ころもというのはこれは無理ない。その決定だけ
じゃいかぬ思いますよ。しかし、民主的な手続
は私はこれは否定しませんが、行政的な配慮はエ
ネルギー庁長官、あなたのほうでいろいろな地域
の雇用とか、これが減ったならばへんたんとい
う一つの要素があるから、そういう要素はひとつ
コントロールすべきだと思いますね。(通産省のほ
うで) 錢は出されけれども、あんた方よきに取り計
らえということじや、これはまずいと思います。
いままでそういう例があつたんじゃないか。傾向
としてはそういうことを感ぜられるから、少しそ
の付近のかじとりを長官、ひとつやってください
よ。

○政府委員(山形栄治君) ただいまの先生の御説

は全く同感でございまして、若干、過去に誤解を

受けるようななこともございましたけれども、最近

時におきましたは、やはり集中的に総合的でなく、

日本の鉱物をいかに効率的に、効率的に探鉱する

かということが眼目でございまして、すでにその

方向に行政的にも、審議会の運営におきましても

変えておるわけでございますが、なお一そつこの

辺につきましては、いまのお考えのような方向で

進みたいと思います。おのずから予算の限界もござ

いませんわざとございますが、その辺につきまし

ても財政当局ともよく相談いたしまして、要は日

本の国内鉱物を効率的に保持、探鉱するというこ

とが目的でござりますので、悪平等にならないよ

うに心がけてまいる所存でございます。

○沢田政治君 大蔵省、待たしておつても失礼ですからお伺いしますが、これは資源問題はたいへんだと思います。石炭さえも、石油ショック以来もう一回見詰め直そうというこの時代に入っています。でありますから、やはり資源問題はいま現在の問題じゃない、将来の問題にもかかわる長期的なこれは政策の問題ですから、国際価格と比較して間に合わないものはつぶしちらやと、外国から買えという時代が一つの壁にぶつかっておるわけありますから、日本の将来というものを、産業の将来というものを考えた場合、非常に長期展望に立った視野に立ってやはり錢金を出さなくちゃならぬと思います。間に合わぬものはつぶしちゃえと言つたって、もう、一回つぶしたもののはこれは不可能だと思いません。絶対不可能じゃない、もう大体錢面では不可能ですね。そういうことで、大蔵省も大蔵省なりに努力してきていただきょううぶだと思つていますか。私はその逆な面を持つてますが、もう少しやはり資源というものは、ますますこれは有限であり、ナショナリズムの台頭によつて錢金じやない、いろいろな外交的な、文化的な、民生安定的な、あわせ国内の資源も守つてしまふと、この両面を、非常に多角的な政策を結合させなければならぬ時代に来ておると思います。

しては、私ども今後通産省当局ともよく相談をして実態の把握につとめてまいりたい、かようになります。ただ、これも先生御指摘ございましたけれども、いろいろ、補助金の問題、この問題だけじゃなしに各般にわたる大きな問題でござります。その辺になりますと、財政的にも非常に膨大なものになる可能性もござりますので、他の補助金の単価等の関連ということも十分実情把握いたしまして、今後いろいろ勉強をしてまいりたい、かようになります。

○沢田政治君 先ほども申し上げましたように、坑外試錐、坑外からボーリングをおろす場合は大体単価に近いようです。私の調査の範囲では、あとは全部実勢単価と補助単価とは相当の違いがありますので、この点は将来の課題というか、遠い将来じゃなく、来年度予算から考慮していただきたいと思います。

それで、私の質問はきょうでちょっと終わりそうがない、あとに残したいと思いまますので、とりあえず、大蔵省はお仕事もあるでしょから、きょうのところはこれでけつこうです。

銅の輸出の問題ですが、通産省は、二月に二万五千トンですか、三月に一万トン、これを輸出しておるわけです。日本の資源というものはたいへん、海外を開発しなくちやならぬ、政府も援助しなくちやならぬと、こういうことで国費をある程度投じて確保したものが、日先の需給によってあります。国の経済のために、国内の産業のために必要だということで、国民の理解を得て金を政府が幾らか出しておるもの、これを輸出するということは、これは企業援助じゃないかといふ感じさえも私は持たざるを得ないんです。もういつでもだぶついておるのであるならば、これは問

題ありませんんですね。ある場合はスポーツ買いま
でしているじやありませんか、膨大な価格で。そ
うして今度はいまの需給が、若干在庫がふえた、
こういうことでこれは輸出を許可しておる。これ
は許可制ですね。重要基礎資材でありますから、
当然大臣の認可がなければならぬわけであります。
先ほど私は申し上げましたように、しかもこ
れは備蓄できる特質を持つております。性質を
持っております。そんなに世界的にこれはだぶつ
いてくるんですか、銅なら銅が。

私の理解では、アメリカはやや不足ぎみになっ
ています。しかも今年は、アメリカは労働協約の
更改期ですよ、これは。どれだけのストライキを
やるかもわかりません。また、これはアフリカで
どんな民族運動が台頭するかもわかりません。非
常に不安定な要素を持つておるかねかと、いうことであります。
きなせこれを輸出するかということであります。
それしか芸がないかということであります。なぜ
政府がこれを買っておかぬかと、いうもので
す。将来日本の銅なら銅、鉛なら鉛、亜鉛なら亜
鉛が余つて余つて、未來永劫までいかぬけれども、
この十年間はとてもさばき切れないかと、いうもので
あるならば私はわかりますよ。来年のこともわから
らぬ、再来年のこともわからぬときには、いま余つ
たからってこれを輸出するというのは、あまりに
も私は政策がないと思します。そういう長期にわた
る需給計画の安定というものに確信を持って輸
出しておるのかどうか。在庫をかかえて資金繰り
がつかぬというならば、資金繰りのことを考えた
ほうがいいでしょ。買い取り機関を設けたらいい
でしょ。なぜそういう芸のこまかい長期展望
に立った政策を持たぬかということであります。

余ったから売る、足りなかつたらスポット買いも
するということじや、何のための鉱業政策だかわ
からないと、こういうことに本質的になるわけで
す、私の持論からいくと。いまやったのは、いい
悪いということは論議しませんが、こういう現象
を追うような政策では私は政策の名に値しないか
ら、もう少し頭を冷やして、長期展望に立つて考

がですか、間違っていますか、そういう考え方があります。
○説明員(齊藤顯君) 銅地金は、輸出貿管令に基づきまして輸出承認停止物資となつておりますことは、先社御指摘のとおりでございます。今回、約四万トンの銅の輸出を許可したわけでござります。これには大きく分けまして二つの理由がござります。

一つは、石油危機以来、われわれの予想した需要と大きなギャップが実需要面に出てきたということ、一方、鉱石の手当ては、日本と同じようにやはり諸外国、日本へ向けて輸出しておる鉱山は、日本向けということで鉱山を開発しておるわけであります。一方、鉱石の輸入をカットする場合、これは一つの鉱山町にニックが生ずるわけございまして、国と国際資源政策上信頼を今後ともつないでいく上にも、鉱石の輸入を一どきにカットするというふうなことは、われわれとしても許すことのできないことでございます。これは政策の最も重要な点の一つでござります。

第二に、地金の問題がござります。一方でこのようく輸出をしながらも、もう一方では、本年おそらく地金にいたしまして三十万トン近い地金が入ってくるのじやないかと思います。一方で地金を輸入して、一方で輸出するというふうな一見矛盾したことでござりますけれども、これは商業契約といいうものが介在しておる以上やむを得ない点であろうかと思ひます。それらを総合いたしまして、需要のダウンと鉱石を経常的に輸入していくなくちゃならないという国際的な問題、同時に、地金が、一部カットはしておりますけれども、契約どおりに入ってくるという問題、それらが競合いたしますとして、相当量の過剰在庫というものを鉱石の面でも地金の面でも持ち始めておるというふうなことがあります。そこにもう一つ先生御指摘のよくな資金の問題も生じまして、もちろんこれを備蓄に回すということは政策問題として考慮しなくていいならないことであるかと思いますが、現段階で十万吨の銅を備蓄に回すと約八百億の金が必要です。

るわけでありまして、至急政策的にこれを取り上げるといったことは現実問題としては非常にむずかしいことでござります。
そこで、今後の需要を見きわめまして、十分の需要に対する供給力はあるか、市場を満たすだけの十分なランニングストックはあるか、物不足を招来するおそれはないかというふうなことを、個々の精鍊所別に在庫を、一々職員が全部現地へ参りまして、ストック状況をつぶさに調査いたしまして、業界の申請と鉱石並びに地金のストック状況の差はないかということをこの目で、われわれの目でチェックをした上で、今回特に輸出を許可するということに踏み切ったわけでござります。

うのはわかりますから、いまのままじゃいかぬですよ。足りないからスポットでも買え、余ったから売らなくちゃならぬということでは、八百億のことを持ても膨大な額はわかりますが、もう少し国として長期展望に立つべきだと思います。そうでなければ、いまの小手先のようにやつたんじや、もう海外にほとんど資源を依存している日本はいいへんになりますよ、いまはいいとしても将来ね。そういう意味で一つの警句を私は発しておきたい、こういうように考えるわけです。

そこで、いまのこの二万五千トンと一万吨を輸出した精鍊の業者別、扱い商社別、これは輸出数量を含めて、そうして輸出先はどこだと、これをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、先ほど自山鉱の産銅コストをお聞きしたわけですが、これもまあ的確じやありません。これは的確じやないことはいいんですよ。各社別に聞けばいいわけですが、企業秘密があるから私はあまりここでこれは追及しませんが、精鍊の最近のコスト、これはいろいろ私なりに聞いておりますが、まあ精鍊といつても博物館にいくような精鍊もあるし、最近の新型もありますから、これは一様には言えないと思しますが、古い設備の精鍊コストは幾らで、最近の比較的新しいコストが幾らだか、これをお知らせ願いたいと思します。つきましては、私ども調査したものがござりますので、後ほど資料にして先生のお手元にお届け申上させていただきます。

それから、銅地金の輸出先別の状況でございますが、四十八年五月の二日現在、総計四万二千三百四十三トン輸出承認をしております。そのうちアメリカが二万三千トン、東南アジアが一万吨、ヨーロッパが八千トンその他と、いうことでござります。扱い商社は、いま手元に資料ございませんので、また後ほど資料届けさせていただきます。

精鍊コストにつきましては、平均のコストはいま手元にござりますけれども、新旧の設備別とい

うことで手元にございませんので、後ほど届けさせたいただきたいと思しますが、精鍊コストの推移は、銅について申し上げますと、平均いたしますと、トン当たり四十六年が四万七千八百円、四十七年が五万三千二百円、四十八年が五万三千四百円、四十九年は、予想でござりますけれども、約五万六千円以上になるのではないかと考えております。

○沢田政治君 大臣がちょっと退席しているようですが、これくらいのことは長官でも答えられると思いますが、先ほどの備蓄ですね、これは何も新しい政策じやないから、足りない場合はスポットで買っているんだから、しかも、将来は百八十万トンの銅が必要なんという計算をしている向かいもあるようだから、これを目に十万吨ぐらい在庫かかえたから、大体五万トンぐらいは正常な在庫だと、五万トンは多いと、経営者も困るだろうから吐き出してやれと、こういう安易なことは政策じゃないと私は言っているわけだ。将来の資源といふものが有限だということを考え、また、産銅国の大シヨナリズムの問題等を考えた場合、これは非常に現象を追うているだけにすぎぬということを言っているんです。備蓄のことについてどう考えていますか。いまのままでいいと思いません。これはやはり深刻に考えなくちゃならないことだと思いますので、具体的にどうするかといふことは別としても、その必要性を考えていますか。これはやはり深刻に考えなくちゃならないことは、どうアジャストし、それがその損失を最小限に抑えられるかといふことです。いま石油については、いま審議を進めておりますが、非鉄金属、特に銅につきまして先ほど来申し上げておりますが、六月早々にもこれを有識者を集めた審議機構で、いま言つたような問題点別に詰め合つたわけございます。あの当時、十月末で日本の石油の備蓄は六十日分であったわけでございますが、ヨーロッパ諸国は九十日、多いところは百二十日持つておる國もあるるわけでございまます。もし日本の備蓄が六十日分でなく百二十日分でありとせば、当時の石油危機に対応いたしました。政策の立て方も相当ゆとりのある形がとれたんであります。封建領主が持つか、いずれにしても、権力が持つておつたことは事実であります、徳川が

いました。石油に即して申し上げますと、備蓄問題については、いまの銅の場合と同じように、非常な運転資金の問題があるわけでございますが、もう一つは、石油の場合には非常に国内立地の問題があるわけでございます。今後相当大きな備蓄をやります場合に、民間企業だけの責任にこれをまかせるというのが妥当なのかどうか、西独のようないふたことは政府備蓄といいます。

○沢田政治君 いま言つたことは政府備蓄といふことですが、これが何でも、政府が補助して、政府備蓄的な性格を持つ必要があるんではないか、ということが言われておりますが、現在、石油につきましては、石油部会のほうで備蓄のあり方、その場合の資金負担のあり方等につきましても検討いたしておるわけでございますが、いずれにいたしましても、この石油にとどまらず銅等の非鉄金属におきましても、いま御指摘のとおり、これからナショナリズムが台頭、強化されることは歴然であります。有限のものでござりますので、国内の鉱物も含めた備蓄問題といふのは、真剣に取り上げるべき問題だと思います。

○説明員(斎藤顯君) 精鍊設備、精鍊のコストにつきましては、私ども調査したものがござりますので、後ほど資料にして先生のお手元にお届け申上させていただきます。

○政府委員(山形栄治君) 資源の備蓄の問題につきましては、最近の石油危機のときに非常に痛感いたしましたわけございます。あの当時、十月末で日本は石油の備蓄は六十日分であつたわけでございましたが、ヨーロッパ諸国は九十日、多いところは一百二十日持つておる國もあるるわけでございまます。もし日本の備蓄が六十日分でなく百二十日分であります。封建領主が持つか、いずれにしても、権力が持つておつたことは事実であります、徳川が

かづこうにならざるを得ないと思います。相当の財政が伴うわけであります。物が物だけあって安いものじやないから、八百億とか十万吨でも、これは鉱業審議会でも学識経験者を集めて詰めていたり、こう言つておりますが、早急にやっぱり課題として詰めてみることを私は問題として提起しておきたいと思います。

○沢田政治君 いま言つたことは政府備蓄といふことですが、これは最大の悪です、何といっても弁解の余地はありません。どんな価値観を振り回してもどんなん価値ある物を生産しても、公害を要認することは、今日の世論からいって許されないことだと思います。

○説明員(斎藤顯君) 資源の備蓄の問題、立地の問題、それから、特に非鉄金属のようないくつかの問題でござりますので、その備蓄した時点とこれを放出する時点の価格差といいますか、その問題、それをどうアジャストし、それがその損失がないしは利益を負担なし、今は平等化するかといふ、そういう問題も含むと思うわけでございまして、石油については、いま審議を進めておりますが、たとえば、近代産業と称されるのは金属鉱山しかなかったと思します、まあ規模は近代産業なんて名のつく規模じやないにしても思います。

そこで、現在、加工している、利潤をあげて支払う能力あるものは常利行為ですから、全部これは企業が負担することは、これは事実です。しかしながら、無資力の場合は、これはわかりますが、たとえます、政府も鉱山を経営したことがあるのですね。そう長い期間じやなかつたんですが、官山として政府が直営で鉱山を経営した時代がこれはあるわけです。それ以前もこれは国家権力が持つておつたわけです。個人が許されなかつたわけあります。封建領主が持つか、いずれにしても、権力が持つておつたことは事実であります、徳川が

ますから、そういうところが閉山になつて、鉱業権がいまだにきているかは別として、そういう場合、どういう考え方を持つておるか。いま所有権が無主物であるならば、鉱業権者なければ、これは政府がやならぬでしよう。しかし、現に鉱業権者もある、行使をしておらない、こういう場合どうするのか。これに対する考え方ありますか。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。

鉱山業の特性につきましては、ただいま先生御指摘のとおりでございまして、現実に、ものの考え方といたしまして原因者がその責めに当たるということは昔から一貫した考え方でございますし、現在の鉱業に関する諸法規、賠償といい、あるいは保安、あるいは鉱害に関する法規もそういふたてまえになつて、そういう法規に基づきまして扱つていくというのが仕組みでございます。ただし、そういう仕組みでは、御指摘のような状態で資力がない、ただし鉱業権はあるというケースの場合には鉱害防止工事ができない。そういう場合をどうするかという問題でございます。ただ、そういうケースにつきましては、私どもは、可能な限り的確な監督及び具体的な的確な指示をいたしまして、最大限の企業努力をやらせる、それが第一でございます。どうしてもやり得ないということがはつきりいたしました場合には、別途、現在やつております金属鉱業の鉱害防止工事補助金制度によりまして、工事主体は県、費用は三分の二を国が負担して的確な具体的な防止工事の措置をとらせる、こういうやり方で進めてまいっております。

○沢田政治君 四十九年度の予算案では三千四百九十五万円ですか、蓄積鉱害の費用が新規に計上されおると思いますが、これでこれは足りるのですか。こういう聞き方は非常に唐突な聞き方ですが、だれがやつたかわざります。

入つておる、こういうことが至るところ、東北地方では——まあ他の地域にもあると思ひますが、こういう補償は一体だれがやるのですか、これは私

この点も明確にしなければ——非常に困つておるわけです。どうなりますか、これは。あまり深くは聞きませんが。

○政府委員(林信太郎君) ただいま御指摘のごさいましたその三千九百万円は、金属鉱業蓄積鉱害対策費という名前になつております。中身は幾つか入つております一つは、長年のこの特殊な、

かつ膨大な金属鉱業の汚染をどうやって抜本的に解決するかという案をさがすために特別な対策会議を持つ、その費用が約一千万入つております。それから、坑廃水の処理という問題が重大な問題でござります。これにつきましては、別途補助金のほうでその処理費も補助対象にするという配慮を今年、四十九年度からやることになつたわけでございますが、そういった費用といふのはあります。それでも、本番でございます本来の休廃止鉱山の鉱害防止工事そのものにつきましては、一般予算でございました三千万、予算要求してない分を特に財政当局と話をいたしまして、国会からの強い要望がございまして、そういう措置をとつたわけでございます。

それで、本番でございます本来の休廃止鉱山の鉱害防止工事そのものにつきましては、一般予算でございました三十九百万は、そういった特殊な調査費及び会議費でござります。

○沢田政治君 鉱害については原因者負担と、まあ営利行為をやつてゐる以上、これは当然の帰結です、これは原則です。しかし、だれがやつたかわざります。ここまで私は即答は求めませんが、これは考えてみるべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(山形栄治君) その件につきましては、審議会の活発な活動も近く考えておりますので、先生の御趣旨に沿いまして検討してまいりたいといたします。

○沢田政治君 だから、現在の鉱業の状態は精鍊が中心になっているわけですね。精鍊労協といふのは、これは大きな産銅の比率を持つていてるわけです。現実的に考えるならば、こういう多くの精鍊を持っておる、そういう組合の方々をシヤットアウトするというのは、これは論理的に合わぬですよ。でありますから、ひとつ検討課題として考えてほしいと思います。

○政府委員(山形栄治君) 次は、石炭のほうには石炭鉱業者年金ですか、があるわけですが、これはわが党も主張しております。

私見ですから一応申し上げておきます。返答は要りません。

それから、鉱業審議会は年に一回ぐらい、形式的には言いませんが、非常に緩慢です。たいへん審議すべき課題があると思いますから、これはありますからね。負担の問題もあります。

ありますが、やはり現実にその産業に働く者にとっては、非常に差別をつけられておる、そんな

もう一つはこの構成ですが、これは学識経験者とか、あるいは鉱業権者とか関係者ですね、これは労働組合も含まれておるわけでありますが、その際に労働側として二名出でるよう記憶しております。

もう一つはこの構成ですが、これは学識経験者とか、あるいは鉱業権者とか関係者ですね、これは労働組合も含まれておるわけでありますが、その際に労働側として二名出でるよう記憶しております。

それから、これは通産省だけができるものじゃありません。厚生省もこれは一枚かまなくちやならぬとあります。中立系、総評系、同盟系あるようあります。中立系、総評系、同盟系あるようあります。中立系と称される方々も、人員においてはそう選ばれないわけではありませんから、これはわれの意見だけがここに網羅されないと、こういうような不満も一部であるやに私聞いております。中立系と称される方々も、人員においてはそう選ばれないわけではありませんから、これはわれの意見だけがここに網羅されないと、こう思ひます。ここで私は即答は求めませんが、これは考えてみるべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(山形栄治君) その件につきましては、審議会の活発な活動も近く考えておりますので、先生の御趣旨に沿いまして検討してまいりたいといたします。

○沢田政治君 だから、現在の鉱業の状態は精鍊が中心になっているわけですね。精鍊労協といふのは、これは大きな産銅の比率を持つていてるわけです。現実的に考えるならば、こういう多くの精鍊を持っておる、そういう組合の方々をシヤットアウトするというのは、これは論理的に合わぬですよ。でありますから、ひとつ検討課題として考えてほしいと思います。

わけであります。金屬鉱山にもこれを及ぼすべきだと、こういう主張は再三再四にわたって関係者はもちろんのこと、わが党もこれは主張しておるわけです。鉱石を掘るのと炭を掘るのの違いでありますからね。負担の問題もあります。

あります。これが、やはり現実にその産業に働く者にとっては、非常に差別をつけられておる、そんな

わけであります。金屬鉱山にもこれを及ぼすべきだと、こういう主張は再三再四にわたって関係者はもちろんのこと、わが党もこれは主張しておるわけです。鉱石を掘るのと炭を掘るのの違いでありますからね。負担の問題もあります。

あります。これが、やはり現実にその産業に働く者にとっては、非常に差別をつけられておる、そんな

の鉱業法に問題があると思います。つまり、いまの鉱業法が先駆主義なわけですね、また、欠格条項もない。見つけた者勝ち、宝さがしと同じであります。石炭の場合なんかも、たいへんボタ山を残されてあとどうするんだと、ボタ山とスラム街だけ残ったと、こういうことになつて、たゞいへんな社会問題を起こしておるわけであります。一部の新聞では鉱業法の改正、これらを考えるようですが、昭和三十九年であつたんですか、通産省が一回、国会に出したことがありますね。これは石炭の、コールマインのほうの関係で日の目を見なかつたわけであります。当然、私も衆議院の商工委員会でこれの論議に参加した一人であります。当時は問題がありました。また、当時問題があつたと同時に、今日はまた鉱害といふような問題、また、資源というものはたいへんな事態を迎えておるという時代的な背景の推移、こういうものがありますので、この改正について、今国会は別としても、いつごろ改正する意思があるのかないのか、これはどうですか。

について不備があるんじゃないかという点でござりますが、この辺につきましては鉱業法の改正の問題よりは、むしろ、一応これは広く全国人民に対する問題であります。しかし、その後鉱業権者が活動いたします場合には、いろいろと鉱害問題が発生するのに対応いたしました。これを能力的な観点でチェックしていくと、いうふうが妥当であろうかと思つておるわけでござります。

現に、鉱業法の運用におきましても、鉱業権の設定をいたします場合に、地元の市町村の長の意見を徴すること及び施業案の審査の基準を鉱害防止の観点から明確にいたしまして、監督体制を強化拡充いたしておるわけでござります。また鉱害をいささかも発生するような悪質な鉱業権者に對しましては、鉱業法上に基づく鉱業権の取り消しを積極的に行なうと、い形をとつておるわけでございまして、そういう防除的な観点の法の運用及び特別法の設定をたてました。鉱業法そのものに抜本的な改正を加えるといううことでなく目的は達成できるんじないかということでお、五十国会以降、その方向で施策の整備を行なつておるわけでございまして、当面鉱業法の改正は考えておらないわけでござります。

○沢田政治着 いずれにしても三百年、五百年前に時の権力者が確保し稼働した山が、今日の国民にたいへんな鉱害として一つの負担をしわ寄せをおる、こういうことから考えて、鉱業権といふものは一つの私権として認めていいのかどうかということは、やはり深刻に考えるべき時代にきているのじゃないかと思います。それと同時に、見つけた、適法だ、おい掘れ、もうけろと、こういうのはいいのかどうか、五百年後を考えなくちゃいけぬと思しますね。でありますから、やはり欠格条項といふものも考え方なくちゃいかぬし、転売禁止といふのははたしていいのかとも考えなくちゃならぬし、ただ単に若干の手数料を取つて

認めで、あと後代の人はこの費用で何とかせいいと
いうことで、子孫のほうに処理のほうをまかせる
というのもどうかと思うのですね、これは。しかし、いま現在私権を持つている者はこれはしようと
がないとして、新しい鉱区の場合はどうするのか、
これはやはり国は、鉱業権といふものを持って採
掘権だけ認めて、将来の鉱石に備えてその費用を
しまとつておく、こういう方法もあるであろうし、
でありますから、いまの法律だけじゃどうにもな
らぬと思います。ここまで入りますと、非常に議
論が深くなりますので私は避けますが、いまの手
法だけでできるのかどうか。やはり幅広く先入観
的な固定観でいまの法律ができるのかどうか、深
く広く議論してほしいと思います。

まだ、ちょうどいまで半分ぐらいしか終わって
おりませんが、当委員会で許されればもう一回私
は聞きたいという希望は表明しておきます。

そこで、もとに返るわけであります。今度の
事業団法の改正では、政府が出資ができるという
ことと、さらにはまた、第三国法人鉱業権利者
がある場合でも、大型プロジェクトに限りこれは融
資できる、こういうことに改正はなっておるわけ
であります。いままでも融資があつた、金を貸
しておつたと思ひますね、事業団が。で、私の理
解では、その対象地域が後進国じやいかぬ、開発
途上国、発展途上国じやなく、おもに先進地域に
限り貸すことができるようになつておつたような
記憶があります。ところが皮肉なことは——こ
れは皮肉でも何でもないのですよ、やはり工業国
と称される少なくとも先進国の鉱業権が及んだり
なにかするところは、投資の対象になるところは、
アメリカにしても、あるいはまだカナダにしても
オーストラリアにしても、そう、何といしますか、
ダイヤモンドがころがつておるような優秀な鉱区
が存在しないと思います。相当のリスクで辺地に
行って、品位は高いけれども、経済品位は間に合
うか合わぬかというところが、これはあるいは
残つておるかもわかりません、これは断言できま
せんよ。土の下でありますから、みずから屋敷

の下にダイヤモンドがあるかもわかりませんし、そういうことは断言はできないにしても、常識的に考えてみてやはり先進国の場合、工業国の場合非常に把握しておると思います。

ところが、事業団の実績を見ても、後進国で案外当たっています、見つけています。こういうことでありますから、この対象地域等も別の観点から考慮し直さなくちゃならんじやないかという点が一つと、やはり大型のプロジェクトですから、これは個人のどこかの一企業だけが共同でやる場合はためでしょ、共同というのはあくまでも共同でしょ、この件はどうですか。まあ平塚さん、いままでの実績はどうですか。やっぱりアメリカ大陸の中に日本が大鉱脈を発見したとか、オーストラリアで見つけたとか、カナダで見つけたとか、ということは聞かぬわけありますから、実態はやっぱり開発途上国に多いでしょ、どういうことになってしまいますか。

○参考人(平塚保明君) お答え申上げます。

ただいま先生の御指摘のとおりでございまして、実は、私どものほうはいままで融資だけでござりまするが、融資につきましては先進国に限ると。これは、後進国につきましては、経済協力基金が以前から鉱山の探鉱資金を貸しております。さようなことで、私どものほうはあとからできた組織でございますので、さようにおなつておりまして、いま先生の御指摘のとおり、四十三年から始まりまして、いままでに先進国、いま御指摘のアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア及びこれらの信託統治領でございますが、この三ヵ所に十四億円、四十八年度末までに貸しております。現在返済がありますから、帳じりは十一億ほどになつておりますが、その対象は四十八鉱山でございましたが、これはとくに、オーストラリアで一ヵ所いま開発にかかるあります。もちろん、まだ探鉱もいたしておりますから、今後この中から開発の段階に入るものもあるかと思ひますが、いま先生の御指摘のとおり、これらの先進国におきましては、すでにわゆる非鉄メタル

ジャーがケネコットとかアナコンダとか、そういう大きな組織が克明に調べておる関係で、残念ながら大きなプロジェクトは見つからない、ということこうでございまして、さようなことに対しまして事業団でやつておりまする海外の仕事で、これ以外に資源開発協力基礎調査、これはGGB-Eで相手国の政府から日本政府に、この地域に鉱山がありそだから調べてほしい、ということに対しまして、これを通産省で取り上げられて、これはおもしろいからやろうじゃないかということで予算化していただいてやつております。

でございまして、この辺の落着がいつどういうふうなかつこうで行なわれるかということも、このマンガンノジュールの開発の一つの問題点であります。

しかし、いずれにしましても、非常に今後の有望なるプロジェクトであり得るわけでございまして、現時点におきましては、アメリカが最も技術開発が進んでおるわけでございまして、すでに十数年前から賦存状況の調査を実施いたしております。わが国では、残念ながらまだその緒についたばかりでございますが、政府におきましては、御審議願つております金属鉱業事業団、これが昨年度末に調査船である白嶺丸という船を財政援助で完成いたしました、これは海底の調査を専門に行なう船でございますが、これで本年度予算を活用いたしまして、本年度から賦存状況の調査、それから探査機器の開発、採取技術の研究等、この白嶺丸の活動を中心とし予算を講じてこれから運営をしてまいりたいと思うわけでござります。

なお一方、いま御指摘のとおり、民間サイドでもマイニングの産業、それから造船工業、機械工業、鉄鋼業、商社などの関連企業がこの開発体制促進のための機構をつくる動きもございまして、すでに着々その準備が進んでおるわけでございますが、今後は官民協力いたしまして、アメリカ等の先進国との連携もこれをとることにつとめまして、今後、大規模な効率的なマンガンノジールの開発体制を今年度以降進めてまいる方向で考へたいと思います。

○中尾辰義君 いまアメリカのほうがずいぶん進んでいると、こういうお話をありました。これもひとつ諸外国の海底の鉱物資源の開発の問題であります。アメリカではテネコの子会社でござります。ディープ・シー・ベンチャーズというのが、過去も申し上げたいと思いますが、概括申し上げますと、アメリカではテネコの子会社でござります。迪ープ・シー・ベンチャーズというのが、過去

十一年以上にわたりまして数十航路の探査を実施いたしております。また、技術の面でも非常に独自の方式を開発いたしまして、一九七一年、水の深さ九百メートルからこれを採取実験に成功いたしましたが、さらに現在は、四千ないし六千メートルの深い海での実際の実験にいま取り組んでおるやに聞いておるわけでございます。

それから、いわゆるコングロマリットの一つでございますヒューズ・ツール社におきましては、やはり七二年、専門の調査船をつくりまして、ここで採鉱用の大型無人潜水艦というのも併存、これを開発いたしまして、ごく最近に水中での潜水及び回収テストに成功したと伝えられておるわけでございます。同社は、すでに九億ドル単位の資金を投じたということが伝えられておりますが、おそらく一九七五年には本格採鉱に入るこ

とが可能であると、いま同社ではこれを表明いたしております。その他非常に大手の非鉄会社でござります。ケネコット・カッパー社、これも十年以来取り組んできておるわけでございまして、同社の製錬技術の開発を加えましてその探査実績は相当ものがあると伝えられておるわけでございます。また、やはり大手のインコという会社におきましても、特にニッケルの採取を目的とした深海鉱業につきまして相当取り組んでおるということでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に後ほど資料を提出いたしたいと考えるわけでござります。○中尾辰義君 それでは、法案につきまして少し金の出資と海外共同地質構造調査に対する補助金の業務を加えるということになるわけですけれども、それぞれのこの資金供給の基準、条件並びにその対象になると現に予想されるプロジェクトにはどのようなものがあるのか、これをひとつ具体的にお伺いしたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) 詳細は後ほどまた御提出も申し上げたいと思いますが、概括申し上げますと、法改正でございますが、從来、探鉱活動につきまして融資の制度があつたわけでございまして、これまでのこの資金供給の基準、条件並びにその対象になると現に予想されるプロジェクトは、先般四月十六日に閣議報告されました一つの

かといふことでございますが、探鉱が成功した場合には、事業団の保有する株式を適正価格で民間に売却しましてその代金を回収し、それを次の探鉱投資に充当するということを現在としては考えておるわけでございます。

○中尾辰義君 そうしますと、いまのお話では、メキシコとかペルーとか、そういうふうに予想されておるわけですか。

それでは次に、現在この事業団では、民間企業に対しまして海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸し付けを行なつておるわけですが、その場合に、貸し付け条件に合っている全プロジェクトが一応貸し付けの対象となり、いわゆる企業の資格審査を行なわないと。このために、たとえば四十七年から実施された外貨貸し出し制度の実績などを見ますといふと、公害問題を起こしたあの有名な東邦亜鉛等が大きなンニアを占めておるわけですが、こうした公害問題を引き起こした会社などには、出資や補助金を出さないようする措置を講ずる必要があるんじゃないかな。これはどうお考えになりますのか。

また、これに連絡して、今国会の予算委員会等でもやかましく、いわゆる社会悪を起したような事業に対しても、融資は規制するとの大蔵大臣の発言もありまして、その後政府で、融資制限をする対象条件等も検討されておるわけですが、その点につきまして、こういふような社会悪、公害問題を引き起こして国民に迷惑をかけたような事業に対する対応としては、出資、補助金等の措置はどうなさるのか。この点お伺いします。

○政府委員(山形栄治君) いわゆる反社会的企業に対する政府資金の投融資の問題に関しましては、先般四月十六日に閣議報告されました一つの

れた場合、その他著しく国民の利益に反する悪質な行為を行なった企業に対しまして、主務大臣と大蔵大臣とが協議いたしまして措置を講ずるということが一つでございます。それから、本措置の一応の対象でございますが、これは開銀と輸銀と北海道東北公庫の一応三つを原則として考へるということが二番目の点でございます。それから三番目におきましては、その免責条項的なものでござりますけれども、ある行為を行ないましたあとで十分な法的及び行政的措置、または企業自身の正措置がとられている場合、または経済協力案件のようなもので、諸外国、特に発展途上国との関係で、もしそれをとめますと非常に国際信義上、または経済協力上著しい問題が生ずるというような場合におきましては、この本措置を適用しないといふことに相なっておりますわざいます。

以上のような基本原則で運用されるわけでござりますが、いま先生の御指摘の東邦亜鉛の問題、

これは特に鉱山保安法違反の事実があつたわけでござりますが、先ほど申し上げました第一点の、

この本措置の適用というのがいわゆる石油危機でございまして、十月の十六、七日以降ということ

でござりますので、一応今回の措置の対象からはこの東邦亜鉛のものははずれておるのは事実でござります。

○中尾辰義君 石油危機以後ですから、東邦亜鉛

物はこれは当てはまらないといふようなことです

が、その後、東邦亜鉛は、国民のいろいろな困難も受けておるわけですが、どういうふうな対策を講じておるのか、それをちょっとお伺いしたい。

○政府委員(林信太郎君) お答え申し上げます。

まず、御案内のように、公害隠しといふことで

たいへんな反社会的な、反道徳的な行為があつた

わけでございます。で、当時の社長、小西社長自身が、みずから身を引くことによって社会に

おわびしたいと。それから自後のにつきまし

ております。で、そのあとは御案内のように、専任

専務の沖田専務が社長代行ということで今月末の

総会までの間、公害防除にきわめて積極的な対応

をいたしておりまして、対州をはじめ各製錬所

在の自治体にもおもむきまして、地元の方々とも

よく十分その話を聞く、それから自治体の議会に

も出まして、いろいろその質問にも答え、かつ社

としての積極的な姿勢も表明すると、こういふ

うな姿勢になっております。

なお、私どものほうは、福岡の鉱山監督局をは

じめ、各所にござります事業所所管の監督部が、

それぞれの事業所に対しまして厳重な監督を数回

実施いたしておりますし、水等の検査も数回実施

いたしております。さらに対州につきましては、

閉山後の公害防除工事が問題でござりますので、

これをもう一層現地で厳正に、再び公害が起こ

らないような施行方法を検討して指示をする準備

を進めておる段階でござります。

○中尾辰義君 そうしますと、東邦亜鉛は、あの

問題以降人事の刷新をはかった。はかったが、ま

だ事業の公害防止の対策はこれからというところ

ですか。

○政府委員(林信太郎君) 従来からも、御案内の

ように、昭和四十五年の、安中製錬所の鉱山保安

法の許可を受けないで操業するという問題が起こ

りました以降、会社といたしましては努力はすっ

としてまいっております。ただし、その努力の成

果が十分でなかつたために、先般きましたよ

うですか。

○中尾辰義君 了解しましたが、公害の問題も、

最近は、まあ今国会は特に物価問題で議論をされ

ておりますので、この公害問題といたしましては、昨年か

らやかましくなつたわりあいに、何だかあんまり

表面に出てこないような感じもするのですが、どう

かひとつ当局においては、これは国民保健上大

事な問題ですから、あとの監視を厳重にして、庇護対策をやってもらいたいと思います。

それから、鉱害のことですが、本法は七十一回

国会におきましても改定をされたわけですが、どう

も、金屬鉱業事業団の業務に鉱害の防止のことで

鉱害防止資金の貸し付け、鉱害防止積み立て金の

管理、鉱山防止資金の債務保証が追加されたわけ

ですけれども、現在までの同制度の施行状態はどう

いうふうになつておるのか。と申し上げるのは、

この制度が鉱害防止のための画期的な施策として

一応は評価されておるわけがありますけれども、

その内容につきましてはまだ十分とは思われてい

ないわけでありまして、たとえば、一番目が鉱害

の防止のための措置に必要な資金に限られている

わけです。これを鉱害賠償及び鉱害にかかる負

担金等についてまで拡大してはどうかといふよう

な問題。二番目は、休廃止鉱山、鉱害防止工事費

補助金制度の補助率の大幅な引き上げ、補助事業

量の拡大。三番目は、鉱害防歯積み立て金に対する

優遇措置の強化、こういった問題がまた考

えられておるわけですが、この辺、この問題を強化するといふことにつきまして、通産省は

どうお考えになつておられるのか。

○政府委員(林信太郎君) 金属鉱業事業団につき

ましては、昨年七月一日に発足いたしまして、御

指摘の融資業務、それから債務保証積み立て金管

理、それから技術指導といふ仕事をやり始めたわ

けでございます。

まず、一番主要な融資業務でございますが、こ

れはすでに使用終了いたしました坑道及び堆積場

をいたしておりまして、対州をはじめ各製錬所所

長によつてやつていただくという決断をいたし

まして、任期が終了しない段階ですでに辞任して

おります。で、そのあとは御案内のように、専任

専務の沖田専務が社長代行ということで今月末の

総会までの間、公害防除にきわめて積極的な対応

をいたしてあります。

總会までの間、公害防除にきわめて積極的な対応

それから第二番目に、原因者不存在の場合の鉱害防止工事につきまして、現在府県がやつております分を、補助率をもつと上げるという問題でござりますが、再三国会からも御指摘を受けておる問題でございまして、形式的な補助率は、従来のとおり四十九年におきましても三分の二でござりますけれども、その対象にいたします費目を二つふやしておりますとして、維持管理費と鉱废水の処理費をその対象にいたしまして、したがいまして、これを入れて計算いたしますと、約四分の三の補助率に実質上なるわけでございます。なお、鉱山の特性にかんがみまして、もつとこれを引き上げるべく努力をいたしたいと考えております。

それから、積み立て金の優遇措置につきましても、私どもは方向としてぜひ実現したいと考えております。

○中尾辰義君 最後に、それじゃもう一問お伺いしましよう。

今度、結局事業団の予算は、いまあなたのほうから説明がありましたように非常に小さい。特に海外の探鉱出資が八億、債務保証が一億、その程度ではたしてこれが対処できるのかどうか、非常に心配しておりますが、現在、石油、石炭これは特別会計があるわけですから、金属鉱業も含めた資源特別会計を創設する考えはないかどうか、この点お伺いします。

○政府委員(山形栄治君) 現在、石油と石炭につきましては、お話をとおり特別会計で運用いたしております。別途、お話しの金属鉱山、金属鉱物、これも非常に性格が似ておりますが、お話をとおり特別会計で運用いたしております。

でございます。われわれといたしましては、現在国内鉱山の保護とその海外の探鉱、開発につきましては、一般会計、財政投融資、税制等で相当の対策を講じておるつもりでございまして、予算の伸び率もかなり高いわけでござりますけれども、いまお話ししましたような世界情勢が非常に変わってきておりますので、石炭、石油、金属鉱山全体を含んだいわゆる資源特別会計というようなものの創設は、前向きにこれは検討するに値する問題だと思うわけでございます。当然その財源措

置をどう取り扱うのか、全体の制度上の調整などを行なうのが、いろいろな問題があろうかと思いまます。が、御指摘のとおり、資源特別会計というようなものの創設につきましては、前向きに考えてまいりたいと思うわけでございます。

○委員長(鈴木亨弘君) しばらく速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を始めてください。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、沢田政治君が委員を辞任され、その補欠として林虎雄君が選任されました。

○委員長(鈴木亨弘君) 質疑の途中ですが、この際、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより趣旨説明を聽取いたします。中曾根通商産業大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

繊維工業につきましては、これまで特定繊維工業構造改善臨時措置法に基づいて、紡績業及び織布業につきましては昭和四十二年度から、メリヤス製造業及び染色整理業につきましては、昭和四十四年度から、設備の近代化と過剰設備の処理、生産または経営の規模の適正化等を目的とする構造改善事業を実施してまいりました。この間、これらの業種における構造改善は、設備の近代化、過剰設備の処理等の面においてはかなりの成果を

あげてまいりましたが、繊維工業全体を見ますと、なお、企業数の過多及び企業規模の過小の事態が依然として、解消していないこと、また、紡績から縫製等の最終製品の製造加工に至るまでの製造加工工程が長く、かつ、それらの各工程が別々の伸び率もかなり高いわけでござりますけれども、いまお話ししましたような世界情勢が非常に変わってきておりますので、石炭、石油、金属鉱山の四業種から繊維工業全体に拡大することあります。なお、これに伴い、法律の題名を繊維工業の四業種から繊維工業全体に拡大することといたしましたが、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、法律の対象とする業種を従来の特定紡績業、特定織布業、メリヤス製造業、特定染色業の四業種から繊維工業全体に拡大することといたしました。なお、これに伴い、法律の題名を繊維工業構造改善臨時措置法に改めることとしております。

加えて、最近のわが国の繊維工業をめぐる内外の環境は、まことにきびしいものがあります。すなわち、国際的には、東南アジア諸国を中心とする発展途上国の繊維工業の急速な成長により、わが国繊維工業の国際競争力は急速に低下しております。また、国内におきましては、労働力需給の逼迫による労働力不足、賃金の急上昇等によるコストの上昇等の諸問題に直面しているとともに、繊維製品に対する需要動向の変化に対する迅速な対応を求めております。

繊維工業のかかる事態に対処して、繊維工業について、その内包している構造上の問題点を早急に解消するとともに、合理的な国際分業を推進し得る十分な競争力を持った発展性のある産業として育成することは、国民経済的な要請であると考えますが、そのためには、従来のような紡績、織布等の業種別の構造改善を推進するのみでは、必ずしも十分とは申せません。したがいまして、政府といたしましては、昨年十一月の繊維工業審議会及び産業構造審議会の答申の趣旨を尊重して、その承認を受けることができるものとしたことであります。

第三は、構造改善事業の推進に必要な助成措置を設けたことであります。つまり、構造改善事業計画に従って構造改善事業を行なう者に対するは、金融税制上の助成措置を講ずるほか、通商産業大臣が繊維事業者等に対し必要に応じ指導及び助言を行なうこととしております。また、これらの施策を講ずるにあたっては、小規模繊維事業者に対して、特別の配慮をすることとしております。

第四は、経済的事情の変化により事業活動に支障を生じている繊維事業者から事業の転換の申し出があつたときは、通商産業大臣が必要な指導及び援助を行なうこととしております。

第五は、繊維工業構造改善事業協会の業務について、新しい構造改善事業の対象業種が繊維工業の全業種に拡大されたことに伴い、債務の保証事

のあるか、こうで資金の投入、たとえば出資形態等を非常に希望いたしておりますが、その点からも、ぜひこういう新しい事態に即応する形をつくっていただきまして、今後の資源確保、安定供給に資したいと思うわけでございます。

なお、先ほどもちょっと触れましたように、今回の決算が確かにいいことは考えられるわけですが、今後は情勢いかんによりましては、また非常に価格が暴落することも考えられるわけでございまして、この辺、金属鉱業といたしましても一期の好決算に酔うことなく、長期的に企業体質を改善する必要があるかと考えるわけでございます。

非常にざっぱな話でございましたけれども、私の所懐を申し述べたわけでございます。

○藤井恒男君 エネルギー庁から出された資料、これですが、これによつても確かに銅の価格といふのは乱高下が激しい、図式を示しておるだけだ、激しくても日本の建て直しというのは大体国際価格にリンクして推移しておるわけです。私は、これ非常にじょうずにきょうの新聞解説しておるところなんだけれども、要するに、銅の平均販売価格が前期比トン当たり十五万五千円のアップである、これはロンドンの金属取引所の銅相場を基準にするものである。しかも銅鉱石を買付けてから製品にするまでには三ヶ月間のタイムラグがある。したがつて、安い鉱石を買って非常に暴騰したときにそれを製品にして売れば、まさにこれは手にアワである、こういう結果になるわけです。裏を返せば逆のことも言えるかもわからない。

しかし、国内鉱山のいわゆる自山鉱の原価とか、それが三ヶ月間の製品化のためのタイムラグがあるということ自体、いま非常にこれいからといふことになるかもわからないが、悪いときだって同じだと思うので、いかにもこれは矛盾しておることだと思う。

早い話が、六社のうち四社は前期比絶常利益で二〇%以上の利益をあげておるが、一社のごときは九五%アップしておる。その九五%アップした社の売り上げは前期比三五%だという。売り上げが三五%アップだけれども、経常利益は九五%アップしておるということとは、何と見てもこれはちろんですが、先々のこととも見て、何とか方法はぬれ手にアワと言われてもしようがないですね。

この辺のところ、私はいまの現象ということももうけをするという意味にも作用するわけです。この辺についてのお考えがあつたらひとつ聞かせておいてもらいたいと思う。

○政府委員(山形栄治君) 銅、鉛、亜鉛等の非鉄金属につきましては、これは従来ともいわゆる非

常に乱高下の激しい国際商品でございまして、しかもそれがロンドンの取引所の価格にスライドして各国の国内価格が形成されるという、非常に一

見不合理な形をとつておるわけでございますが、これは、これらの商品が伝統的に国際商品であることに根ざしておるわけでござります。しかし、これでこの形が絶対正しい、ということはあり得ないわけでございまして、現にすず及び鉛、亜鉛に

つきましたは、国際的な動きがすでに発生いたしましたが、何とかしてこのロンドン相場にたたかれていくかなければならないということです。

○藤井恒男君 本法を審議するにあつたて、国内の非鉄金属の業界がきわめて企業規模が脆弱である、内部留保も薄い、そういうものを何とかして育ていかなければならぬということです。出資助成金等の措置を講じていかうという趣旨であるわけですから、いま長官おつしやったようになりますから、いま長官おつしやったようになりますが、これはいま異常なほど高いわけですが、これをせっかく将来のために資するような各社に方途を講ずるように、十分なる行政指導をする必要があるというふうに私は思います。その辺についてよろしく御措置いただきたいと思いま

す。

○説明員(斎藤謙君) 乌ランの探鉱につきまし

て、プロジェクトの数が三プロジェクト申請され

ておつたわけでござりますけれども、規制前のも

のにつきましては、その後オーストラリア政府の許可が下りまして、探鉱会社が設立することにな

りましたけれども、規制後の申請につきまして、外資規制という面からたぶん二つだったと思いま

すけれども、法人の設立ができるないというふうな

事態になつたように記憶しております。

○藤井恒男君 いま次官おつしやつたように、きわめて重要な問題ですし、いま課長がおつしやつたように、現実にそういった問題が出てくるわけですから、ひとつその辺よく留意して处置していかなければなりません。

○説明員(斎藤謙君) その次の探鉱融資の問題についてお聞きするわけですが、日本鉱業協会などでも、この融資の諸条件の緩和ということを現在の国内鉱山の状況に照らして強く求めておるわけです。これらは金属鉱業事業團から出でる資料でございまして、こういう形の国際的な調整機構というものができますことが、これから一番大きな安定的な効果を発効する措置であろうかと思うわけでございます。

現在日本は世界一の輸入国でございますので、関係のそれぞれの輸入国に呼びかけまして、世界の銅に関するIWCCという機構、その活用も含めて、いま申し上げましたすす協定に類する国際ファンクションの創設につきましても、より検討及びその設立の促進を進めておるわけでございますが、ロンドン相場だけに振り回される現状の機構は、何とかしてこれをもう少し正常な秩序ある形にこれを直し、これと国内相場とのアジャストをより公正に行なえるようにすべきであると考えるわけでございます。

○政府委員(拂正俊君) 昨年、オーストラリアにおきましては、御承知のとおり、労働党政権が成立了しまして、先生の言われる資源ナショナリズムの観点から外資規制を強化いたしておるのでござりますが、わが国といたしましては、オーストラリアの基本的なそいつた考え方に対しても十分理解は示しておるのでござりますが、あまりきちんとですが、先々のこととも見て、何とか方法はないものか。あるいはこの三ヶ月のタイムラグといふもの、これが操作を生む安全弁かもわからぬけれど、逆に言えば、このように高騰をして異常なもうけをするという意味にも作用するわけです。この辺についてのお考えがあつたらひとつ聞かせておいてもらいたいと思う。

○藤井恒男君 本法を審議するにあつたて、国内の非鉄金属の業界がきわめて企業規模が脆弱である、内部留保も薄い、そういうものを何とかして育ていかなければならぬということです。出資助成金等の措置を講じていかうという趣旨であると考へるわけでございます。

○藤井恒男君 本法を審議するにあつたて、国内の非鉄金属の業界がきわめて企業規模が脆弱である、内部留保も薄い、そういうものを何とかして育ていかなければならぬということです。出資助成金等の措置を講じていかうという趣旨であると考へるわけでございます。

○藤井恒男君 本法を審議するにあつたて、国内の非鉄金属の業界がきわめて企業規模が脆弱である、内部留保も薄い、そういうものを何とかして育ていかなければならぬということです。出資助成金等の措置を講じていかうという趣旨であると考へるわけでございます。

○説明員(斎藤謙君) 乌ランなどについて具体的な話を合いたい、どうも行なわれておるわけですか。

○藤井恒男君 まず配慮を求めるために、粘り強く現在も交渉を続けておる次第でございます。

○藤井恒男君 このウランなどについて具体的な話を合いたい、どうも行なわれておるわけですか。

○説明員(斎藤謙君) 乌ランの探鉱につきましては、プロジェクトの数が三プロジェクト申請されておつたわけでござりますけれども、規制前のものにつきましては、その後オーストラリア政府の許可が下りまして、探鉱会社が設立することになつたけれども、規制後の申請につきまして、外資規制という面からたぶん二つだったと思いま

いて、おそらく政府のほうにも具体的に数字をもつてこの諸条件の緩和を求めておると私思いますが、それらについてどのように現在お考えであるか、お聞きしたいと思うんです。

○説明員(斎藤顯君) 金属鉱業事業団が企業の探鉱活動に対しまして融資を行なうわけでございますが、これらにつきましては、私ども資源探鉱の重要性を強く主張いたしまして、毎年利息を下げていく、あるいは据え置き期間を長くするというふうなことを財政当局と詰めてきたわけでございまます、金利の問題ということになりますと、一般金融との関係もございまして、なかなかむずかしい問題が介在するわけでございます。しかし、その中におきましても財政当局も資源の重要性、探鉱の重要性ということには理解を示してくれまして、他の一般産業よりは公定歩合が上がったにもかかわらず、一律に上げていくというふうなことはなくて、ある程度の低下を示しておるわけでござります。また、特に融資以外にも、今回は出資の問題ということに対しても金融当局も非常に理解を示してくれて、ここに御審議いただいているわけでございます。

○藤井恒男君 この技術面の問題で財團法人の資源開発大学校というのが非鉄金属業界の協力で設立されておるわけですね。これから海外の探鉱に携わるということになれば、さらに国際的な立場における技術というものが必要になってくると思うわけですが、現在業界で持つておるところの資源開発大学校のみで技術の蓄積並びに維持というものが可能であるかどうか。たとえば、現在石油開発公社に置かれている技術センターと同じようなものを設置して、資源開発技術の向上につとめることのできるかどうか、一步進めた考え方があるかどうか、いかがですか。

○政府委員(山形治治君) 現在、海外の探鉱活動及び情報収集等のために、いまお話をございました資源開発大学校というのを昭和四十五年に財團法人で設立をいたしまして、年々その教育人員の増強をはかつております。現在は大体四十人の規

模で教育を行なつておるわけでございまして、これは専門技術に加えまして、語学及びそれぞれの海外の地域別の文化、歴史等の教育も行なつておるわけでございます。今後、非鉄金属資源の安定供給のために非常に大規模な人員が要求されると思ひますので、これもしまお話をございましたもつと大きな石油公団におきます技術センターのような大規模で、かつ、もう少し基盤のはつきりした形にこれを発展的に拡大したいという希望を持っておるわけでございまして、今後その方向で検討を進めまいりたいと思うわけでございま

○藤井恒男君 大蔵省から……。

この国内鉱山の保護のための関税というものがしかれておるわけで、実は昨年の衆議院における附帯決議の中にも、「国内鉱山の維持・発展を図るため、探鉱助成の抜本的拡充強化、価格安定機構の確立及び税制・関税制度の改善を図ること」というのが附帯決議として第一項に出でておるわけでござります。現在、国際相場がトン三十六万一千円以下になつた場合に、トン当たり二万四千円の関税が課せられるということになつておるわけだけど、この現在の免税点といいますか、三十六万一千円といた四十七年度にこれを引き上げましたのは、まさしく年に一度の税制改定でござります。したがいまして、今後どういふうな推移をたどるか、これによりますと、それはやはり通産省のほうでの銅に対する対策、広い意味の国内対策、関税だけございません。その中で、一体関税の対策というものはどうあるべきかといふことも、一環といたしまして私どもとしては検討してまいりたい、こういふうに考えておるわけでござります。

○藤井恒男君 通産省としてはどうでしょう、いまの状態について。

○説明員(海原光輝君) お答えいたします。

先生御存じのとおり、銅につきましての関税は、先ほど来エネルギー庁のほうから御説明ございましたように、銅の国際価格の変動が著しいといふことを考慮いたしまして、銅の価格が低下した場合には、生産者を保護する趣旨から従量税を、それから、価格が上昇した場合には無税ということになりました。前につきましては生産者の保護、後者につきましては需要者の保護、いわばそういった接点の形で設定されております。

○説明員(斎藤顯君) ただいまの大蔵省さんの御説明ではとんどの内容は尽きておるようになりますが、銅を例にとって申し上げますと、銅の国際価格の変動に加えまして、円のフロートといふような問題もあわせて発生するわけでございまます。現在の三十八万五千円が、今後国際銅価格が下がつていった場合に、はたして日本の現有の、現存します国内の銅鉱山がこの関税障壁で十分にたえていけるであろうかという問題は、これは慎重に検討しなくちやならないことでござります。

当面、八億でこれはスタートするわけですから、プロジェクトそれ自身もそう大きな問題があります。またユーラーも、これらを総合的に判定いたしまして、昨年の関税率審議会では関税据え置きということで結論を出して、いたいたわけでございまして、それを総合的に考えまして本年度の関税率審議会に臨みたい。そして国内鉱山をつぶしてはいけない。そのための関税保護であるということを第一義的に考えまして、対処していきたいと考えております。

○説明員(海原光輝君) お答えいたします。

先生御存じのとおり、銅につきましての関税は、先ほど来エネルギー庁のほうから御説明ございましたように、銅の国際価格の変動が著しいといふことを考慮いたしまして、銅の価格が低下した場合には、生産者を保護する趣旨から従量税を、それから、価格が上昇した場合には無税ということになりました。前につきましては生産者の保護、後者につきましては需要者の保護、いわばそういった接点の形で設定されております。

○説明員(斎藤顯君) ただいまの大蔵省さんの御説明ではとんどの内容は尽きておるようになりますが、銅を例にとって申し上げますと、銅の国際価格の変動に加えまして、円のフロートといふような問題もあわせて発生するわけでございまます。現在の三十八万五千円が、今後国際銅価格が下がつていった場合に、はたして日本の現有の、現存します国内の銅鉱山がこの関税障壁で十分にたえていけるであろうかという問題は、これはひそんでおると思うんです。

当面、八億でこれはスタートするわけですから、プロジェクトそれ自身もそう大きな問題があります。またユーラーも、これらを総合的に判定いたしまして、昨年の関税率審議会では関税据え置きということで結論を出して、いたいたわけでございまして、それを総合的に考えまして本年度の関税率審議会に臨みたい。そして国内鉱山をつぶしてはいけない。そのための関税保護であるということを第一義的に考えまして、対処していきたいと考えております。

○説明員(海原光輝君) お答えいたします。

先生御存じのとおり、銅につきましての関税は、先ほど来エネルギー庁のほうから御説明ございましたように、銅の国際価格の変動が著しいといふことを考慮いたしまして、銅の価格が低下した場合には、生産者を保護する趣旨から従量税を、それから、価格が上昇した場合には無税ということになりました。前につきましては生産者の保護、後者につきましては需要者の保護、いわばそういった接点の形で設定されております。

○説明員(斎藤顯君) ただいまの大蔵省さんの御説明ではとんどの内容は尽きておるようになりますが、銅を例にとって申し上げますと、銅の国際価格の変動に加えまして、円のフロートといふような問題もあわせて発生するわけでございまます。現在の三十八万五千円が、今後国際銅価格が下がつていった場合に、はたして日本の現有の、現存します国内の銅鉱山がこの関税障壁で十分にたえていけるであろうかという問題は、これはひそんでおると思うんです。

当面、八億でこれはスタートするわけですから、プロジェクトそれ自身もそう大きな問題があります。またユーラーも、これらを総合的に判定いたしまして、昨年の関税率審議会では関税据え置きということで結論を出して、いたいたわけでございまして、それを総合的に考えまして本年度の関税率審議会に臨みたい。そして国内鉱山をつぶしてはいけない。そのための関税保護であるということを第一義的に考えまして、対処していきたいと考えております。

思いますが、この概念だけでは押し通せるものではないといふに思っています。企業には企業独自のノーハウもありますし、あるいは受け入れ国とのいろいろな歴史的なつながりというものもあるし、あるいは、企業は企業間において国内における競争条件などを持つておるわけですから、それがただ単に国益ということだけで、一緒にならなければこれは出資できないのだということは、きわめて簡単見えますが、実質的には問題をはらんでおることであろうと、スタートはしやすくともなかなかこれは維持することは困難だと私は思うのです。その辺についてどのように考えておられるか、将来の展望などを含めてお聞かせいただきたいと思うんです。——大蔵省はもういいです。

○政府委員(山形栄治君) 今回考えております出資でございますが、これは一つは、相手国政府及び相手国企業、大体国策会社でございますが、具

体的にいま話がきておりますのが非常に大きなものでございます。ベル、バブア、メキシコ、コロンビアというのがいま四ついろいろと話がきておりますが、期待鉱量で申し上げますと、ベル

とバブアは、銅量で期待鉱量が大体四、五億トンのものでございます。メキシコ、コロンビアは二

億トンのものでございまして、非常に大規模でございます。したがいまして、これが一社でとてもカバーができるものでございませんで、今後の推移を考えますと、むしろナショナルプロジェクト的

なものとしてこれを把握いたしまして推進するところが、相手国政府との関係におきましても非常に妥当であると考えておるわけでございます。また、民間企業側といいたしましても、これをむしろ共同でやつていただきたいといふような希望もあるわけでございます。しかしながら、この四つに限る問題でございませんで、いま先生の御指摘のとおり、これからいろいろな形が考えられると思うわけでございます。そこに関係するノーハウの有無及び特殊な技術の有無、歴史的な事情等を考えますと、必ずしも全部共同でなければこれがいかぬという

ことでは、運用上かえっておかしい面も出ることも考えられるわけでございまして、現時点では、これも当面の方針ということにいたしまして、具体的にケース・バイ・ケースで、私は共同のほうが望ましいと個人的には思つておるわけですが、

が、問題は、安定供給が一番最大の問題でございまますので、そういう目的と照らし合わせて、

将来、必ずしも共同ということにとらわれずに、

最も有効な制度の運用をはかるべきであると考えておるわけであります。

○藤井恒男君 最後に、いまおっしゃったことは、

目の前に見えているものは、プロジェクトはきわ

めて大型のものだから、一単位企業ではカバーし

切れないので、たがつて、まあ共同でこれをカバー

するほうがベターであるというたてまえに立つて、当面この基準を設定していくと、将来は、安

定供給という見地に立つて見詰められるものであ

るなら、ケース・バイ・ケースで処置していくと

いうふうに理解してよろしいですね。

○政府委員(山形栄治君) はい、そのとおりでござります。

○藤井恒男君 きょうはこれでやめます。

○委員長(鈴木亨弘君) 他に御発言もなければ、

本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしま

す。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時八分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、電気料金に関する請願(第三八二六号)
- 一、関東ガス料金値上げ反対等に関する請願
- (第四一三七号)(第四二五〇号)(第四二五一号)(第四二七四号)

一、中小業者の経営安定と減税に関する請願
(第四一九六号)(第四一九七号)

一、中小業者の経営安定と減税に関する請願
必ずしも全部共同でなければこれがいかぬとい

第三八二六号 昭和四十九年四月十七日受理
電気料金に関する請願

紹介議員 木村 隆男君

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議

会議長 南田忠人

電気料金については、引き上げ決定に慎重を期すとともに、国民生活の安定を考慮した福祉優先型の料金体系とするよう要望する。

紹介議員 鈴木 一弘君

請願者 埼玉県岩槻市大字小溝二六ノ一五

二 今泉俊昭外百十三名

紹介議員 塚田 大頼君

請願者 埼玉県岩槻市大字小溝二六ノ一五

二 今泉俊昭外百三十八名

紹介議員 渡辺 武君

請願者 東京都渋谷区道玄坂二ノ一四ノ一

二 斎藤徳雄外百四十八名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四一三七号と同じである。

この請願の趣旨

平戸義昭外四百四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四一九六号と同じである。

四月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

二、中小企業者の事業分野の確保に関する法律

案(衆)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

支給していること。

二、事業者が、一定の事業分野において、他の事業者が現実に競争することを著しく困難にする程度に生産を支配していること。

三、事業者が私的独占を行うことができる程度に自由な競争を抑圧し、又は著しく制限していること。

事項を考慮しなければならない。

一、資本金、積立金その他資産の状況

二、収支その他の経営の状況

三、役員の構成

四、工場、事業場又は事務所の位置その他の立地条件

五、事業設備の状況

六、特許権の有無及び内容その他の技術上の特質

七、生産、販売等の能力及び状況

八、資金、原材料等の取得の能力及び状況

九、投資その他の方法による他の事業者との関係

十、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十一、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十二、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十三、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十四、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十五、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十六、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十七、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十八、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十九、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十一、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十二、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十三、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十四、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十五、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十六、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十七、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十八、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十九、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十一、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十二、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十三、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十四、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十五、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十六、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

「引受」を「引受け」に改め、同条第二項中「発行済」を「発行済み」に、「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「一年をこえて」を「一年を超えて」に改め、「金融業を営む会社」の下に「又は総合商社」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融業を営む会社にあつては大蔵大臣に、総合商社にあつては通商産業大臣」に改める。

第十三条第一項中「制限する」を「減殺する」に改める。

第十四条第一項中「制限する」を「減殺する」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「当該合併」を「前二号に掲げる場合を除くほか、当該合併」に、「制限する」を「減殺する」に改め、同号を同項第三号とし、同号の二号の次に次の二号を加える。

前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二、生産数量又は販売数量を制限すること。

三、技術、製品、販路又は顧客を制限すること。

四、設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること。

五、前項の規定は、一定の取引分野における競争に対する當該共同行為の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、適用しない。

六、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

七、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

八、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

九、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十一、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十二、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十三、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十四、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十五、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十六、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十七、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十八、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

十九、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十一、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十二、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十三、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十四、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十五、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十六、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十七、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十八、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

二十九、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十一、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

三十二、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

る。

会社は、次の各号に掲げる行為により一定の取引分野における競争を実質的に減殺することとなる場合又は当該行為が不公正な取引方法によるものである場合は、当該行為をしてはならない。

第十六条に次の二項を加える。

前条第二項から第四項までの規定は、会社が前項各号に掲げる行為をする場合について準用する。

第十七条の二第一項中「(第十六条において準用する場合を含む。)」を「、第十六条第一項」に改める。

第二十条中「差止」を「差止めその他当該行為を排除するため必要な措置又は対価の引下げその他当該行為によつてもたらされた状態を排除するため必要な措置」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 審査商品の対価の引上げ
第二十条の二 事業者は、その供給する審査商品であつて市場占拠率が十パーセントを超えるものの対価を引き上げようとするときは、その引き上げようとする日の三十日前までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、対価の引上げの理由、原価、利潤、販売費用その他の事項を公正取引委員会に届け出なければならない。

公正取引委員会は、前項の届出に係る対価が不当に高いものであり、一般消費者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該対価の引上げ前に、当該届出に係る事項を公表するものとする。

第二十四条の二第四項を次のように改める。

この法律の規定は、著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格(その相手方たる事業者の販売する物を買ひ受けて販売する事業者がその物を販売する価格をいう。)を決定

し、これを維持するためにする正当な行為については、適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその物を販売する事業者がその著作物を発行する事業者の意に反して当該行為をする場合は、この限りでない。

第二十四条の二第五項各号列記以外の部分中「第一項又は」を削り、「左に」を「次に」に、「基いて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に、「者を使用するため同項」に改め、「者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項」を「者が使用するために同項」に改め、同条第一項から第三項まで及び第六項を削る。

第二十九条第一項中「四人を以て」を「六人をもつて」に改める。

第三十四条第一項中「一人」を「三人」に改める。

第三十五条第一項中「事務局」を「事務総局」に、「事務局長のほか」を「事務総長のほか」に改め、第三十五条第一項中「事務局」を「事務総局」に、「五人」を「七人」に改め、同条第三項中「事務局」を「事務総局」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三十五条の二を次のように改める。

第三十五条の二 公正取引委員会の事務総局に、官房のほか、次の三局を置く。

取引局 経済局 審査局

第三十五条の三各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「局内」を「事務総局内の」に、同条第五項中「他部」を「他局」に改める。

第三十五条の四各号列記以外の部分中「経済部」を「経済局」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 総合商社の指定に關すること。

第三十五条の四の二各号列記以外の部分中「取引部」を「取引局」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「再販売価格に関する商品」を「指

定商品」に改める。

第三十五条の五各号列記以外の部分中「審査部」を「審査局」に、「左の」を「次の」に改める。

第三十五条の六第一項中「事務局」を「事務総局」に改め、「名古屋地方事務所」の下に、「北陸地方事務所」を加える。

第三十五条の七中「事務局」を「事務総局」に改める。

第四十五条第二項の次に次の二項を加える。

公正取引委員会は、前項の規定による調査をしたときは、第一項の措置を求めた者に対し、当該調査の結果を文書で通知しなければならない。

第四十八条第一項中「第三条」の下に「、第四条第一項」を加え、「(第十六条において準用する場合を含む。)」を「第十六条第一項」に、「、当該違反行為」を「当該違反行為」に改め、「対し」の下に「、不当な事業能力の格差があると認める場合には当該事業者に対し」を加え、「とするべきこと」を「採るべきこと」に改める。

第五十条第二項中「(以下)を「又は当該事業者(以下これらを)に改める。

第五十二条第一項中「第七条」の下に「、第七条の二」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。

第五十三条の三中「文書を以て」を「文書をもつて」に、「且つ」を「かつ」に改め、「当該違反行為」の下に「若しくは当該違反行為によつてもたらされた状態又は不当な事業能力の格差」を加える。

第五十四条第一項中「第三条」の下に「、第四条第一項」を加え、「(第十六条において準用する場合を含む。)」を「第十六条第一項」に、「又は第十九条」を「若しくは第十九条」に改め、「認め場合」の下に「又は不当な事業能力の格差があると認める場合」を加え、「又は第二十条」を「若しくは第二十条」に改め、「措置」の下に「又は第七条の二第一項に規定する措置」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

二 総合商社の指定に關すること。

第三十五条の四の二各号列記以外の部分中「取引部」を「取引局」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「再販売価格に関する商品」を「指

かくなつていると認める場合も、同様とする。

第六十四条の次に次の二項を加える。

第六十四条の規定による対価の引下げ命令を受けた者は、当該審決の確定後六月以内に当該審決に係る対価を引き上げようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、対価の引上げの理由、原価、利潤、販売費用その他の事項を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

公正取引委員会は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

公正取引委員会は、前項の届出があつたときには、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

第六十七条第一項中「申立」を「申立て」に改め、「第三条」の下に「、第四条第一項」を加え、「第十六条において準用する場合を含む。」を「第十六条第一項」に、「疑」を「疑い」に改め、「且つ」を「かつ」に改める。

第六十八条第一項中「申立て」を「申立て」に改め、「第三条」の下に「、第四条第一項」を加え、「第十六条において準用する場合を含む。」を「第十六条第一項」に、「意見を聞き」を「意見を聴き」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第六十九条第一項中「(対価の引上げその他当該行為に上つてもたらされた状態を含む。)」を「(対価の引上げその他当該行為に上つてもたらされた状態を含む。)」を加える。

第七十一条中「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「意見を聞き」を「意見を聴き」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第七十二条中「第二条第七項」を「第一条第八項及び第十五条第一項第一号」に改める。

第八十九条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「五百万円」に改め、同項に次の二号を加える。

二 総合商社の指定に關すること。

第三十五条の四の二各号列記以外の部分中「取引部」を「取引局」に、「左の」を「次の」に改め、「認め場合」の下に「又は不当な事業能力の格差があると認める場合」を加え、「又は第二十条」を「若しくは第二十条」に改め、「措置」の下に「又は第七条の二第一項に規定する措置」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

三 第八条第一項第六号の規定に違反して事業者に不公平な取引方法に該当する行為をさせようとしたもの

四 第十九条の規定に違反して不公平な取引方法を用いた者

第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次

の」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条に次のたゞし書を加える。

たゞし、当該違反行為が対価の引上げに係るものである場合においては、第一号又は第二号

(第六条第一項の規定の違反に係る場合に限る)に該当する者については、当該違反行為に

より利得した額の三倍が三百万円を超えるときは、罰金は、当該利得した額の三倍以下とする。

第九十条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第三号又は第四号」を「第二号、第四号又は第五号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二号」を「第三号」に改め、「取引制限」の下に「又は不公正な取引方法」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第四条第一項の規定に違反して共同行為をした者

第九十一条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改める。

第九十二条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、

同条第六号中「第十六条」を「第十六条第二項」に改め、同条第八号中「第十六条」を「第十六条

第二項」に、「第十六条各号」を「第十六条第一項各号」に改め、同条第九号中「第二十四条の二第六項」を「第二十条の二第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

十 第六十四条の二第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十三条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第九十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

第九十四条の二各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「五千円」を「五万円」に改める。

第九十五条第二項中「第二号若しくは第五号」を「第二号、第五号、第九号若しくは第十号」に改める。

第九十五条の二第一項中「第一項第二号」の下

に「若しくは第三号」を加え、「第一号若しくは第二号」を「第二号若しくは第三号」に改める。

第九十五条の三第一項中「第二号」の下に「若しくは第三号」を、「第九十条」の下に「第二号から第四号まで」を加える。

第九十六条の二 何人も、前条第一項に規定する罪となるべき行為があると料するときは、公正取引委員会に対し、第七十三条の規定による告発をすべき旨を請求することができる。

公正取引委員会は、前項の請求があつた場合において、第七十三条の規定による告発をしないことに決定したときは、その旨及びその理由を当該請求をした者に、文書で通知しなければならない。

第九十七条中「五万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(任命のために必要な行為)

第二条 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、この法律による改

正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)第二十九条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為

は、前条の規定にかかわらず、この法律の施行前ににおいても行うことができる。

第三条 新法第三十条第四項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

(金融会社等の株式保有の制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に金融業(新法第一項)に該当するもの

十一条第一項に規定する金融業に該当するものをいう。以下同じ。)を営む会社又は総合商社(同項に規定する総合商社に該当する者をいう。以下同じ。)が同項の規定に違反して所有する株式の処置に關し必要な事項は、政令で定める。

前項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に處し、又は情状によりこれを併科することができる旨の規定及び金融業を営む会社又は総合商社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その金融業を営む会社又は総合商社の業務に關し当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その金融業を営む会社又は総合商社に対するも各本条の罰金刑を科す旨の規定を設けることができる。

(合併等の制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の日前に国内の会社がこの法律による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第十五条第二項(旧法第十六条において準用する場合を含む。)の規定により届出をしている場合において、この法律の施行の際当該届出の受理の日から三十日を経過していないときは、当該合併又は営業の譲受等については、新法第十五条第三項中「届出受理の日から三十日」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第一号)の施行の日から三十日」とある。

第六条 不當景品類及び不当表示防止法(昭和三十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第九条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第九条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十万六千五百七十一人」を「五十万七千二百二人」に改める。

第六条 不當景品類及び不当表示防止法(昭和三十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第九条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十万六千五百七十一人」を「五十万七千二百二人」に改める。

第六条 不當景品類及び不当表示防止法(昭和三十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第七条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「事務局」を「事務総局又は事務局」に改め、「第三項」の下に「(事務総局

を置く委員会にあつては、第一項)」を加える。

第二十条第一項及び第三項中「事務局」を「事務総局又は事務局」に改める。

(不當景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第六条 不當景品類及び不当表示防止法(昭和三十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

(不當景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第六条 不當景品類及び不当表示防止法(昭和三十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約十四億九千

万円の見込みである。

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、国民経済上中小企業者の事

業分野として確保することが適切であると認め

られる業種を指定し、当該業種に属する事業の

分野への大企業者の進出に対し必要な規制を行

い、もつて中小企業者の存立の基盤を擁護し、

併せて経済秩序の維持を図ることを目的とす

(定義)

第九部 商工委員会会議録第十三号 昭和四十九年五月九日 【参議院】

定の適用については、当該大企業者の事業活動とみなす。

4 この法律において「指定業種」とは、大企業者の事業の開始により当該事業と同種の事業を営む相当数の中小企業者の経営が不安定となり、又はあるおそれがある業種として政令で指定するものをいう。

5 この法律において「事業の開始」とは、事業者が商品(役務を含む。以下同じ。)の生産若しくは販売のための設備を備え、又は當時使用する従業員を雇用することにより、一定の地域において商品の供給を開始し、又はその供給量を増加すること(主務省令で定める一定規模以下のものを除く。)をいう。

6 会社の合併は、この法律の規定の適用については、事業の開始とみなす。

(大企業者の配慮)

第三条 大企業者は、その事業活動によつて不当に中小企業者の事業活動に影響を与えないよう配慮しなければならない。

(大企業者等の事業の開始の届出)

第四条 大企業者が指定業種に属する事業の開始をし、又は大企業者以外の者が大企業者となつて指定業種に属する事業の開始をしようとするときは、事業の開始日の六月前までに、主務省令の定めることにより、その事業計画に係る次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を作成し、主務大臣に届け出なければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 資本の額又は出資の総額及び増資する場合においてはその増資額
三 従業員の数及び増員する場合にあつてはそ

れは規模
四 事業の開始の時期
五 商品の種類
六 生産又は販売のための重要な設備の能力又は規模
七 事業所の所在地

(事業計画書の縦覧及び中小企業者の団体の意見書の提出)

第五条 主務大臣は、前条の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、公告の日から二週間、当該事業計画書の写

しを当該事業と同種の事業を営む中小企業者の縦覧に供しなければならない。

2 当該事業計画が実施されるときはその組合員たる相当数の中小企業者の事業活動が影響を受ける商工組合で当該事業計画に係る事業と同種の事業を資格事業とするものその他政令で定めるところにより当該相当数の中小企業者の意思を代表することができる団体として主務大臣が認定するものは、当該事業計画に關し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、主務大臣に意見書を提出することができる。

(変更命令)

第六条 主務大臣は、前条第二項の規定により意見書の提出があつたときは、直ちに、審査のため、事業を中央中小企業分野調整審査会又は都道府県中小企業分野調整審査会に付託しなければならない。

2 中央中小企業分野調整審査会又は都道府県中小企業分野調整審査会は、前項の規定により事業が付託されたときは、政令の定めるところにより、前条第二項の規定により意見書を提出したもの、第四条の規定により当該事業計画書の届出をした者、一般消費者又はその団体その他関係人の出頭を求めて公開の聴聞を行つた後、遅滞なく、聴聞の記録を添えてその意見を

(改善勧告)

第八条 主務大臣は、指定業種に属する事業を行う大企業者(以下「指定業種大企業者」という。)の販売方法その他の事業に関する行為がその事業活動を通じてその事業と同種の事業を営む相当数の中小企業者の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小企業者の維持育成を図るために必要があると認めるときは、その事業に関する行為を行つている指定業種大企業者に対し、当該行為をしないよう勧告することができる。

(適用除外)

第九条 主務大臣は、前三条に規定する措置の運用に當つては、消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、中小企業者の近代化その他中小企業者の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

4 中央審査会は、会長及び委員六人以内で組織する。

5 委員は、学識経験のある者のうちから、通商

業の開始時期の緩下げ、商品の種類の制限、設備の規模の縮小又は事業所の数の減少、規模の縮小若しくは所在地の変更をすべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、当該該当するに至つた日が当該事業の開始の日前七月以内であるときは、同条の規定にかかわらず、当該届出をすることを要しない。

3 前項の場合において、当該該当するに至つた日ににおいて現に当該事業の開始のための準備行為に着手しているときは、前条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する命令は、当該事業の開始後の事業活動が中小企業に及ぼす影響のほか、当該該当するに至つた日における当該準備行為の進捗状況も考慮してすることができる。

一 中小企業者が出資して指定業種大企業者たる会社を設立する場合(当該設立に關し課税の特例その他の法令の規定による助成措置を受ける場合に限る。)

二 中小企業者が他の中小企業者と合併し、又は他の事業者の営業を譲り受けた場合に關し課税の特例その他の法令の規定による助成措置を受ける場合に限る。)

三 指定業種大企業者が他の指定業種大企業者と合併し、又はその営業を譲り受けた場合に關し課税の特例その他の法令の規定による助成措置を受ける場合に限る。)

四 事業者以外の者が指定業種大企業者に係る営業を譲り受けた場合に限る。)

(承継)

第十一條 第四条の規定による届出をした者について相続があつたときは、相続人は、その届出をした者の地位を承継する。

(事業の停止)

第十二條 主務大臣は、第四条の規定に違反し、又は第六条第三項の規定による命令に違反した者に対し、是正措置がとられるまでの間、当該違反して事業の開始をした事業活動又は命令に違反した事業活動を停止すべきことを命ずることができる。

(中央中小企業分野調整審査会)

第十三條 通商産業省に中央中小企業分野調整審査会(以下「中央審査会」という。)を置く。

2 中央審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 中央審査会は、前項に規定する事項に関し、関係各大臣に建議することができる。

4 中央審査会は、会長及び委員六人以内で組織する。

5 委員は、学識経験のある者のうちから、通商

産業大臣が任命する。

6 中央審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることがある。

7 専門の事項を調査させるため、中央審査会に、専門委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、中央審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、通商産業省令で定める。

(都道府県中小企業分野調整審査会)

第十四条 都道府県は、第十九条の政令で第六条の規定による主務大臣の権限の全部又は一部が都道府県知事に委任されたときは、都道府県中小企業分野調整審査会(以下「都道府県審査会」という。)を置く。

2 前条第二項から第八項までの規定は、都道府県審査会に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「関係各大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、同条第四項中「六人」とあるのは、「四人」と、同条第五項中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、同条第八項中「通商産業省令で」とあるのは、「都道府県知事が」と読み替えるものとする。

(政令の制定等に当たつての審査会への諮問)

第十五条 主務大臣は、第二条第一項第三号及び同条第四項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央審査会に諮問しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定業種大企業者に対し、その事業に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは店舗に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十七条 この法律における主務大臣は、当該事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、前項の主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第十九条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第二十条 第六条第三項又は第十二条の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第六条第三項又は第十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

(報告)

この法律施行に要する経費は、平年度約三千万円の見込みである。

(予備審査)

五月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月六日)

一、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

第二十二条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する以下の罰金に処する。

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する以下の罰金に科する。

（附則）

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 (中小企業庁設置法の一部改正) 第三条第一項第七号の六の次に次の一号を加える。

七の七 中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和四十九年法律第一号)の施行に関すること。

3 第四条第三項中「及び第七号の六」を「、第七号の六及び第七号の七」に改める。

4 第五条第一項中「及び中小企業近代化審議会」を「、中小企業近代化審議会及び中央中小企業分野調整審議会」に改め、同条に次の二項を加える。

4 中央中小企業分野調整審議会については、中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律の定めるところによる。

5 この法律施行に要する経費は、平年度約三千万円の見込みである。

6 この法律施行に要する経費は、平年度約三千万円の見込みである。

7 第八号中正誤

一、特種繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

二、二から二手當てが手當てが

三、一六あわゆるいわゆる

四、五なけりかなけりや

五、六ゆる程度の程度

六、七終わりから

七、八一三

八、九二二

九、一六二二

十、一六二二

十一、一六二二

十二、一六二二

十三、一六二二

十四、一六二二

十五、一六二二

十六、一六二二

十七、一六二二

十八、一六二二

十九、一六二二

二十、一六二二

二十一、一六二二

二十二、一六二二

二十三、一六二二

二十四、一六二二

二十五、一六二二

二十六、一六二二

二十七、一六二二

二十八、一六二二

二十九、一六二二

三十、一六二二

三十一、一六二二

三十二、一六二二

三十三、一六二二

三十四、一六二二

三十五、一六二二

三十六、一六二二

三十七、一六二二

三十八、一六二二

三十九、一六二二

四十、一六二二

四十一、一六二二

四十二、一六二二

四十三、一六二二

四十四、一六二二

四十五、一六二二

四十六、一六二二

四十七、一六二二

四十八、一六二二

四十九、一六二二

五十、一六二二

五十一、一六二二

五十二、一六二二